稲城市環境白書

稲城市の環境

稲城市

令和8年5月

©K.Okawara・Jet Inoue

目標1. 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

目標2. 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

目標3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

目標4. 質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

目標6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

目標7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

目標8. 働きがいも経済成長も
すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

目標9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

目標10. 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の不平等を是正する

目標11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

目標12. つくる責任・つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する

目標13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

目標14. 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

目標15. 陸の豊かさも守ろう
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

目標16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

目標17. パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標

～表紙イラストのご紹介～

表紙の作品は、令和7年度環境ポスター募集事業の最優秀作品です。

「おさらぴっかぴか　たべのこしゼロ　ちきゅうぴっかぴか」：山田　穂香さん 第三小学校2年生

「ポイ捨てゼロ　笑顔のまち」：清水　麗愛さん　城山小学校4年生

「ダメ!!　歩きタバコ」：鶴田　真央さん 第三小学校5年生

※稲城市廃棄物減量等推進審議会、稲城市まちをきれいにする市民協議会において選考されました。

目次

第1章　市の概要……1

稲城市の概要について……1

地勢……1

人口……1

気温……3

降雨量……3

環境行政の現状について……3

稲城市環境基本条例……3

稲城市環境基本計画……3

第三次稲城市職員エコ･アクションプラン……3

生物多様性いなぎ戦略……4

事務処理状況……5

第2章　稲城市の環境……7

第1節　稲城市の大気環境……7

《本節の SDGs関連項目》

大気環境調査……7

調査地点図……7

NO_2:二酸化窒素……8

CO:一酸化炭素……8

SPM:浮遊粒子状物質……9

光化学スモッグ……10

大気環境基準と評価……11

簡易大気調査……12

放射線……13

第2節　稲城市の水環境……14

《本節の SDGs関連項目》

酸性雨調査……14

河川水質調査……15

調査地点図……15

類型指定のある河川(pH)……16

類型指定のある河川(BOD)……17

類型指定のある河川(SS)……18

類型指定のない河川……19

第3節　稲城市の緑･自然……20

《本節の SDGs関連項目》

保存樹木の指定状況……20

公園の面積……20

街路樹の状況……21

自然環境保全地域の指定状況……21

その他市内の緑地等の指定状況……21

湧水……22

第4節　稲城市の騒音・振動……22
《本節の SDGs関連項目》
騒音・振動調査……22
騒音について……22
騒音測定結果……23
振動について……23
振動測定結果……24
交通量調査……25
交差点交通量調査結果……25
幹線道路交通量調査結果……25
幹線道路における時系列交通量（24時間）……26
第5節　有害化学物質について……27
《本節の SDGs関連項目》
ダイオキシン類調査……27
ダイオキシン類測定結果（大気）……27
クリーンセンター多摩川焼却炉排ガスにおけるダイオキシン類測定値……29
ダイオキシン類測定結果（水質・河川）……29
ダイオキシン類測定結果（水質・地下水）……29
ダイオキシン類測定結果（土壌）……29
市内における「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく化学物質の排出量等の届出制度による有害化学物質の届出状況……30
第6節　稲城市の温室効果ガス排出量について……31
《本節の SDGs関連項目》
温室効果ガス……31
温室効果ガス排出量の推移……31
部門別二酸化炭素排出量の推移……31
稲城市における家庭部門の1世帯当たり二酸化炭素排出量……32
第7節　ごみ・リサイクルについて……33
《本節の SDGs関連項目》
ごみ量……33
粗大ごみ収集内訳……34
資源物の収集量（市収集）……34
多摩川衛生組合へのごみの搬入量とエコセメント原料化量……36
稲城っ子の使用量……36
第3章　環境保全への取り組み……37
第1節　稲城市の環境に関する補助・登録制度・事業……37
《本節の SDGs関連項目》
生垣造成補助……37
生ごみ処理容器購入補助……37
資源ごみ集団回収補助……38
稲城市カーボンニュートラル住宅設備等補助金制度……38
稲城市公共施設アダプト制度……39
iバス運行事業……40
電気自動車充電設備の整備……40

違反広告物撤去協力員制度……40
第2節　保全活動……41
《本節の SDGs関連項目》

環境ポスター募集……41
環境美化活動……41
路上等喫煙対策……42
緑のカーテン普及事業……42
環境学習講座……43
環境イベントの開催……43

第3節　庁内での取り組み……44
《本節の SDGs関連項目》

第三次稲城市職員エコ・アクションプラン実績……44
次世代自動車の導入……47
省エネルギー・節電対策……47
再生可能エネルギー機器（太陽光）の設置……47
雨水の有効利用……48
ごみ焼却熱の有効利用……48
稲城市生涯学習宅配便講座……49
第4節　小・中学校の取組……50
《本節の SDGs関連項目》

持続可能な社会の創り手を育む教育（ESD）……50
野沢温泉村宿泊体験学習……51
地域美化活動……52
グリーンカーテンプロジェクト……52
ユネスコスクール……52
第5節　第三次稲城市環境基本計画　指標達成状況……53

第1章　市の概要

稲城市の概要について

● 地勢

本市は、東京都心から南西に25km離れて位置しており、南多摩地区（稲城市・八王子市・町田市・日野市・多摩市）の東端にあります。南東部から西部にかけて神奈川県川崎市と接し、北部は多摩川を隔て府中市、調布市、北西部は多摩市に接しています。

市域は、東西、南北ともに約5.3kmに広がり、面積は17.97km^2 で、多摩地域26市のうち、11番目の広さとなっています。

地形は、南部に多摩川と並行して標高約45～80mのなだらかな多摩丘陵（最高海抜162m）が広がり、北部に多摩川の氾濫原である平坦な沖積地が広がっています。沖積地には既成市街地が形成され、丘陵地は、市の中央を流れる三沢川により北西に位置する北部と南東に位置する南部に二分されています。

● 人口

本市の人口は、昭和45年には約2万6千人でしたが、昭和45年の平尾団地の入居、昭和63年からの多摩ニュータウンの入居、土地区画整理事業等により、令和7年1月1日の人口は、93,916人と増加を続けています。

地域別に見ると、矢野口地区の人口が最も多く、東長沼地区、平尾地区、若葉台地区と続いています。

年齢別に見ると、50歳代が最も多く、次いで40歳代、30歳代となっています。また、昼間人口に比べ夜間人口が多く、都心のベッドタウンとしての傾向が強くなっています。

（出典：統計いなぎ）

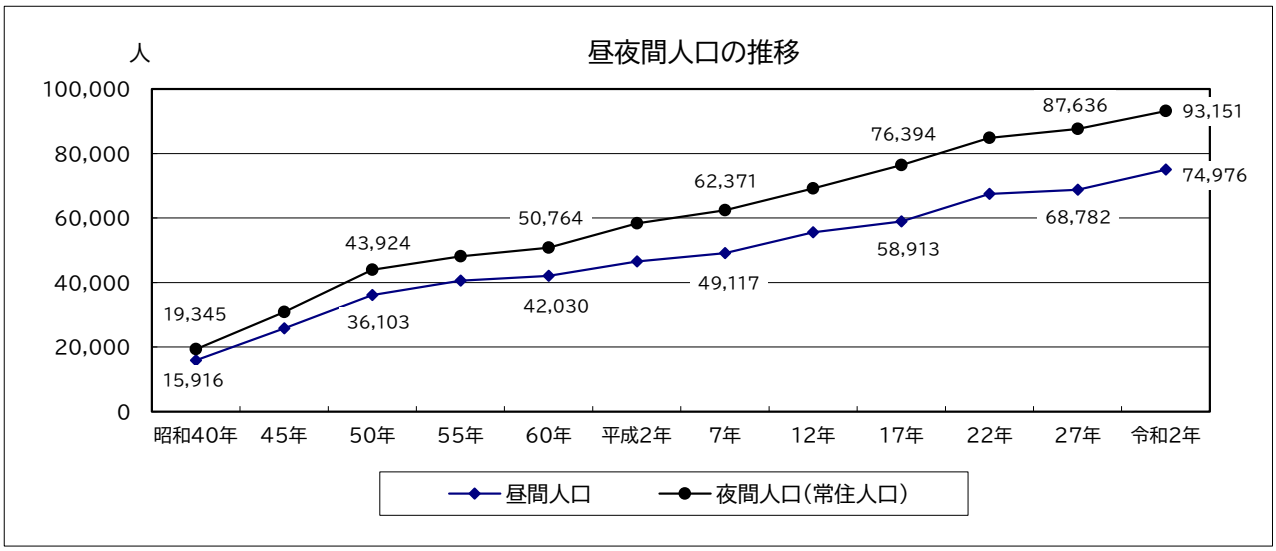

（出典：総務省「令和2年国勢調査」、外国人住民を含む）

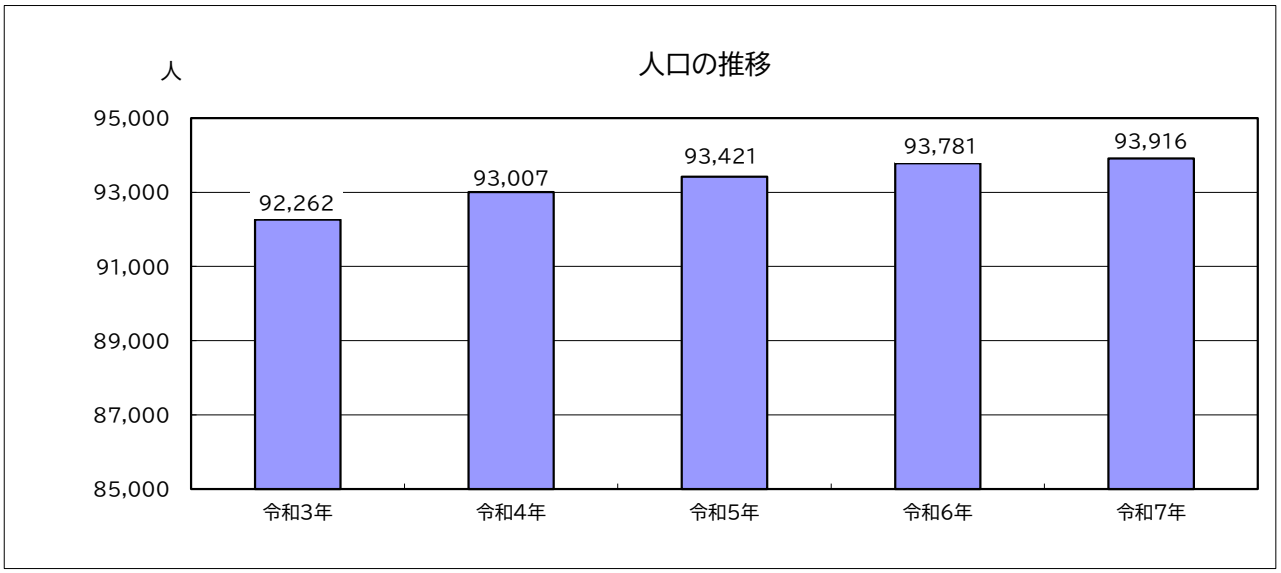

※各年1月1日現在（出典：統計いなぎ）

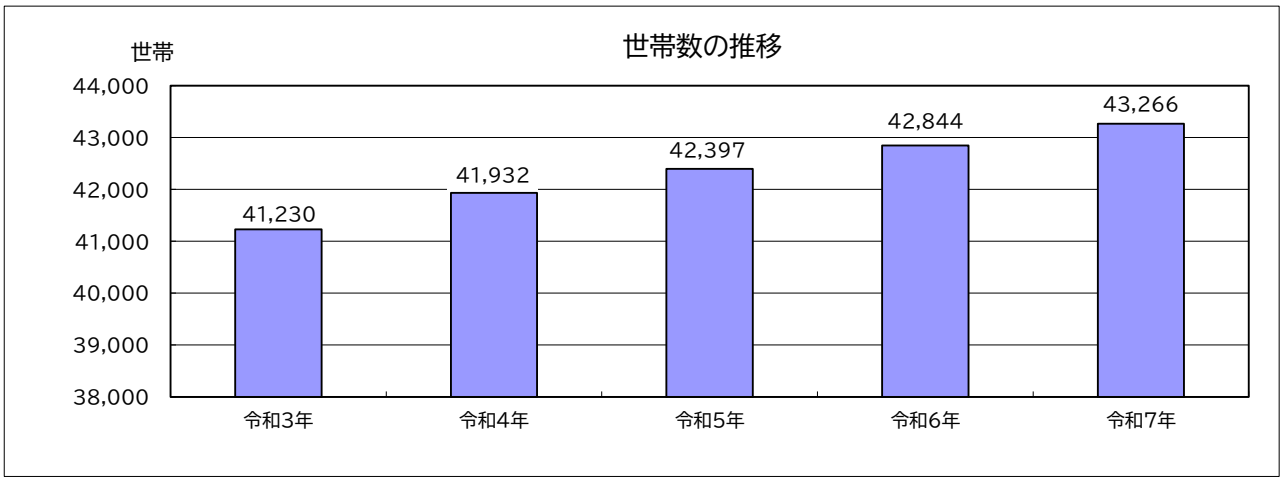

※各年1月1日現在（出典：統計いなぎ）

● 気温

過去5年間の平均気温16.3℃に対し、令和6年の平均気温が17.3℃と、過去5年間と比較して 1.0℃高い気温でした。

また、7～9月を夏季、12月～2月を冬季と捉えた場合の、過去5年間の各季節における平均気温との比較では、夏季は平均26. 1℃に対し、令和6年は28.0℃、冬季が平均6.4℃に対し、令和6年は7.1℃となっています。

（出典：統計いなぎ）

● 降雨量

過去5年間の平均月間降雨量（積雪量を除く）116.2mmに対し、令和6年は127.3mmの降雨量となり、梅雨時期以外も降雨量が多く、過去5年間と比較しても増加しました。

（出典：統計いなぎ）

環境行政の現状について

● 稲城市環境基本条例

稲城市の環境の保全、回復及び創造について、基本理念を定め、市、市民、事業者、学校の責務を明らかにするとともに、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の良好な環境の確保を図るための基本方針を示した「稲城市環境基本条例」を平成15年4月1日から施行しました。

● 稲城市環境基本計画

私たちの住む稲城市は、豊かな自然環境に恵まれています。この環境を将来の世代に引き継ぐために、地球温暖化の問題を私たち一人ひとりの問題と捉え、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいく必要があることから、令和5年2月に「稲城市カーボンニュートラル宣言」を行いました。こうした背景のもと、第二次環境基本計画の計画期間の終了に伴い、令和5年4月より第三次環境基本計画がスタートしました。

「水と緑につつまれ　地域循環共生圏をめざすまち　稲城」
～カーボンニュートラルな未来のために～

これが第三次環境基本計画で稲城市のめざす環境像です。

今後、住宅都市として稲城市固有の環境課題もある中、成熟した住宅都市となるべく、より自然環境を保全する姿勢や、地球環境に配慮すべく資源を大切にする姿勢を持ち、人と自然と社会が共有しながら、次世代へ継承していくことを目的としています。

● 第三次稲城市職員エコ・アクションプラン

地球温暖化対策の推進に関する法律により、市自らの事務事業から排出される温室効果ガス排出量削減のための実行計画の策定が義務付けられています。

令和5年3月に「稲城市第三次環境基本計画」が策定されたことを受け、市の削減目標についても、令和12年度までに平成25年度比で51%の削減を目指して取り組んでいます。（p.44参照）

● 生物多様性いなぎ戦略

平成20年6月に策定された生物多様性基本法により、自治体での「生物多様性地域戦略」策定の努力義務がおかれ、稲城市でも平成27年3月に「生物多様性いなぎ戦略」が策定されました。

「いなぎの生命（いのち）」を守り、育て、日々の暮らしの中でできることを考え、「ともに生きる力」を未来に伝えることによって、地域の自然と歴史文化が調和した持続可能で美しい稲城市を目指しています。

つなげよう！いなぎの生命（いのち）　伝えよう！ともに生きる力

これが生物多様性いなぎ戦略で稲城市の基本理念となります。

令和5年3月に策定された「第三次稲城市環境基本計画」に「生物多様性地域戦略」が内包され、基本理念や戦略の目標は踏襲し、指標など一部更新が必要な部分については「第三次環境基本計画」の指標に内包されています。

戦略の目標年度は「第三次稲城市環境基本計画」にならい、令和 14 年度までとしています。

● 事務処理状況

1. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下環境確保条例）に基づく認可・届出及び環境法令に基づく届出状況

届出等の種類		件数			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工場	設置認可申請書	0	0	0	1
	変更認可申請書	1	1	1	1
	廃止届	1	0	1	0
指定作業場	設置届出書	2	0	0	3
	変更届出書	0	0	0	0
	廃止届	1	0	0	0
特定施設設置届出書	騒音	0	0	0	1
	振動	0	0	0	1
特定施設の数変更届出書	騒音	1	0	0	0
	振動	1	0	0	0
特定建設作業実施届出書	騒音	17	19	21	26
	振動	12	15	15	11
特定粉じん排出等作業実施届出書		2	0	0	0
石綿飛散防止方法等計画届出書		2	0	0	0
地下水揚水施設設置届出書		0	1	1	0
地下水揚水量報告書		56	60	57	55
土壌汚染状況調査報告書		0	2	0	0
汚染拡散防止計画書提出書		0	0	0	0
適正管理化学物質の使用量等報告書		11	10	9	9
化学物質管理方法書		0	1	1	1
その他届出書		11	3	6	8
合計		118	112	112	117

（出典：事務報告書）

2. 苦情相談

苦情の発生源は大きく分けて事業所、建設工事、日常生活から生じるものがあります。

種類別にみると、「騒音」、「悪臭」、次いで「ばい煙・粉じん」が多い状況です。また、「その他」において多くを占めているのが、雑草・雑木等の土地の管理（37 件）、犬や猫などへの給餌や糞の処理等（20 件）に関することです。

発生源では、日常生活に関する苦情の割合が多くなっています。日常生活では、「少し気になる」程度でも、人間関係がうまくいかないと「深刻な問題」に発展する場合もあります。日頃から隣近所とのコミュニケーションを取り、近隣への配慮を考えながら、生活していくことが大切です。

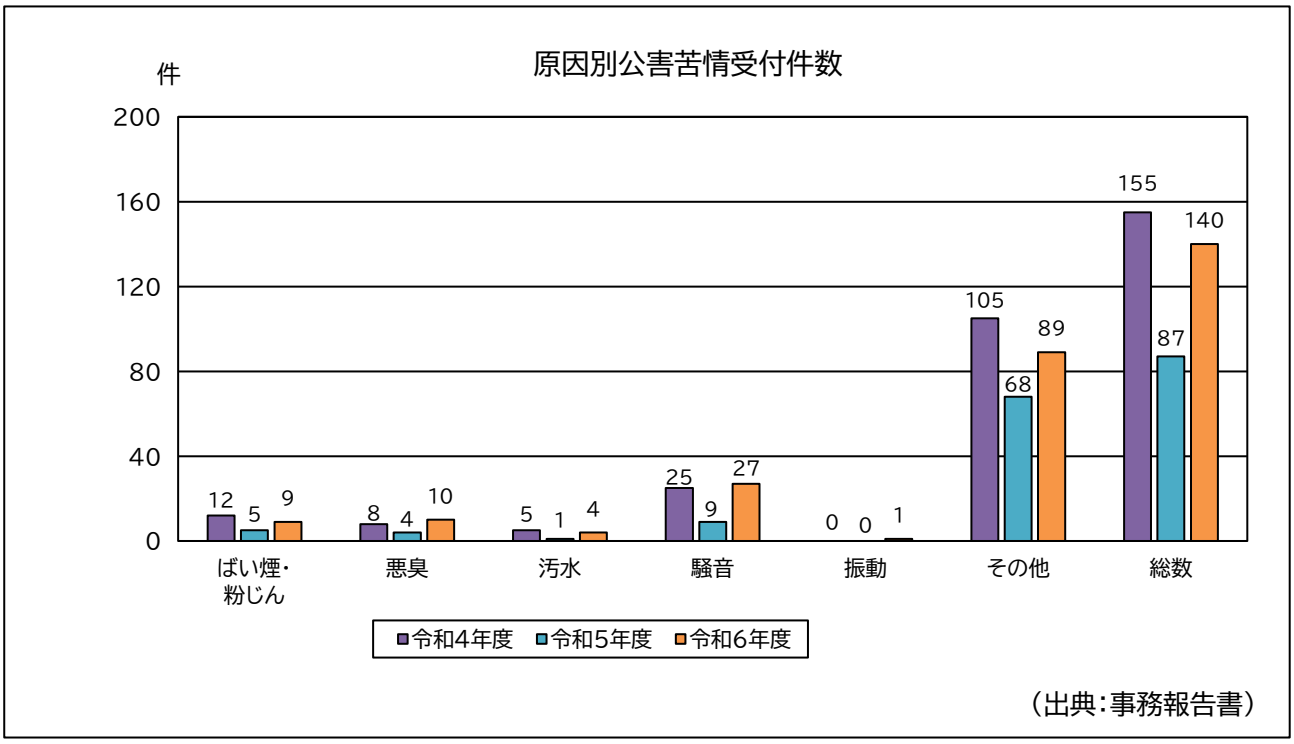

【コメント】相談件数の多い「ばい煙・粉じん」、「悪臭」合計19件のうち、野焼きは6件あり、そのうち4件については、農家の病害虫駆除や土壌改良を目的とした野焼きが中心となっています。これら農家の野焼きは、廃棄物処理法や環境確保条例の規制の適用除外ですが、周辺地域の生活環境への支障の防止に配慮義務があるものとして対応しています。

令和6年度は、令和5年度と比較して7大公害における苦情受付件数は、概ね増加しており、「その他」の苦情となる地域住民同士のモラルによる、雑草・雑木等の土地の管理、犬や猫などへの給餌や糞の処理等、衛生害虫の発生に関することなど、苦情までには至らない相談件数も増加傾向となっています。

第2章　稲城市の環境

第1節　　稲城市の大気環境

大気環境調査

稲城市内における大気の状況を調査するため、年1回、市役所（下記●A）と大丸公園※1（下記●B）の2地点で、3項目（NO_2・CO・SPM）について大気の測定をしています。

また、東京都環境局では、多摩南部地域に基準測定点5箇所を設置し、光化学スモッグに関する注意報（オキシダント濃度が 0.12ppm※2以上で継続するとき）、学校情報（オキシダント濃度が 0.10ppm 以上で継続するとき）を発令しています。

● 調査地点図

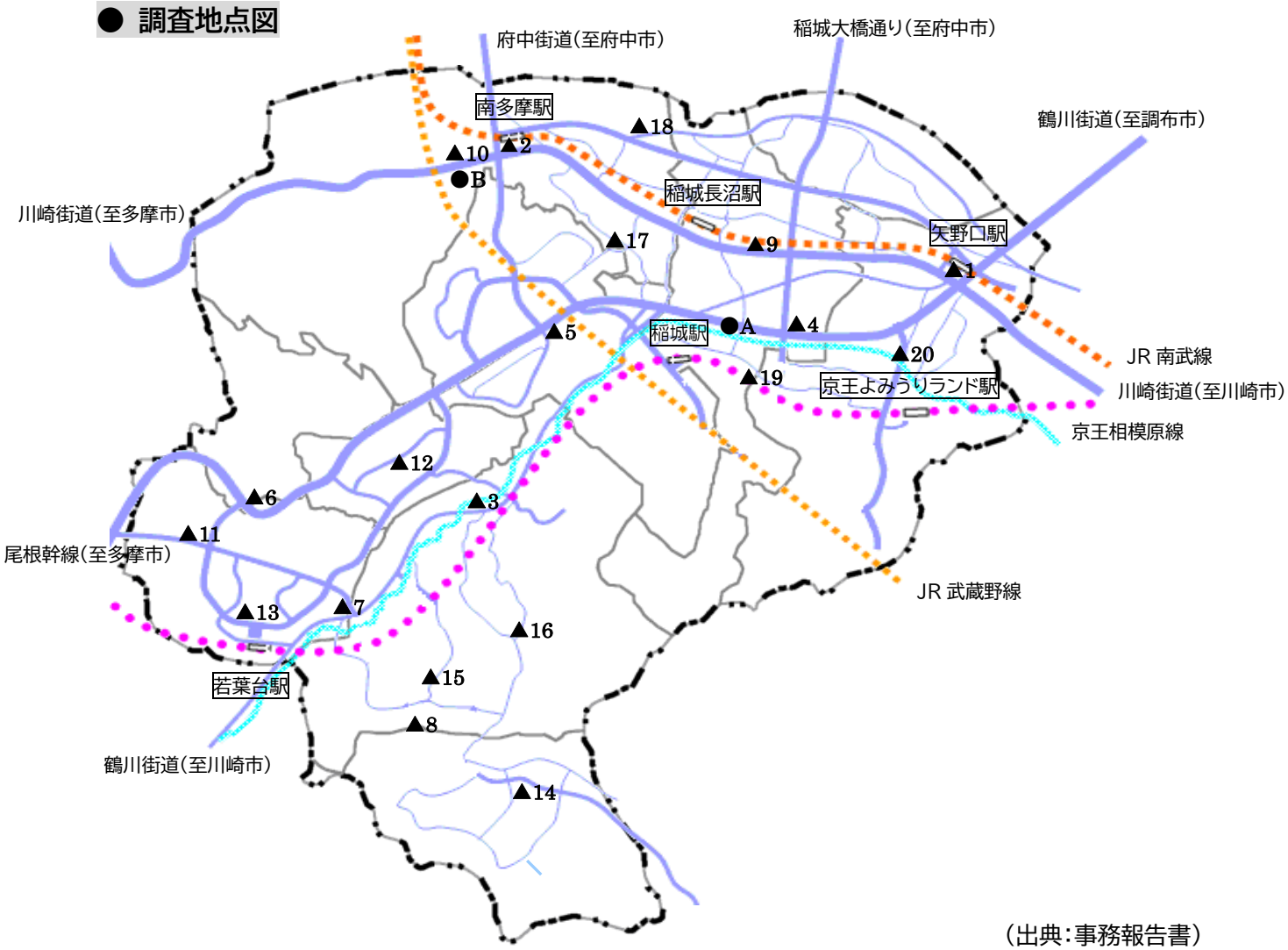

（出典：事務報告書）

【記号の説明】

●A（市役所）・●B（大丸公園）＝NO_2・CO・SPM についての大気調査地点。
8月21日～23日に調査。

▲1～▲20＝窒素酸化物簡易大気調査地点（年2回：夏季8/21～22・冬季 2/6～7）。

※1　令和4年度は、大丸公園の電源が確保できなかったため、隣接する市立病院で実施。

※2　ppm（ピーピーエム）：容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100万分の1を1ppm といい、100 万 ppm が 100%となります。

● NO_2:二酸化窒素

【環境への影響(<u>NO_2:二酸化窒素</u>)】

窒素酸化物は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO_2)の形で大気中に存在します。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様で、大部分が一酸化窒素として排出されますが、大気中で酸化されて二酸化窒素になります。

二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれています。

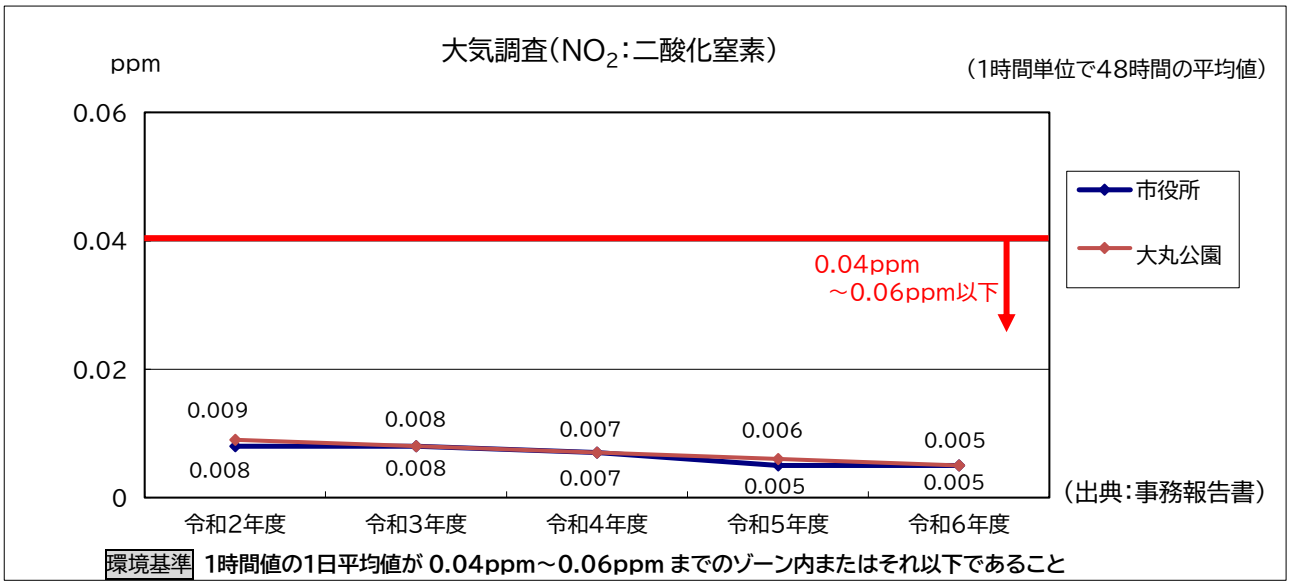

【コメント】 各年度とも、環境基準を下回っています。(p.11参照)

● CO:一酸化炭素

【環境への影響(<u>CO:一酸化炭素</u>)】

炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られています。

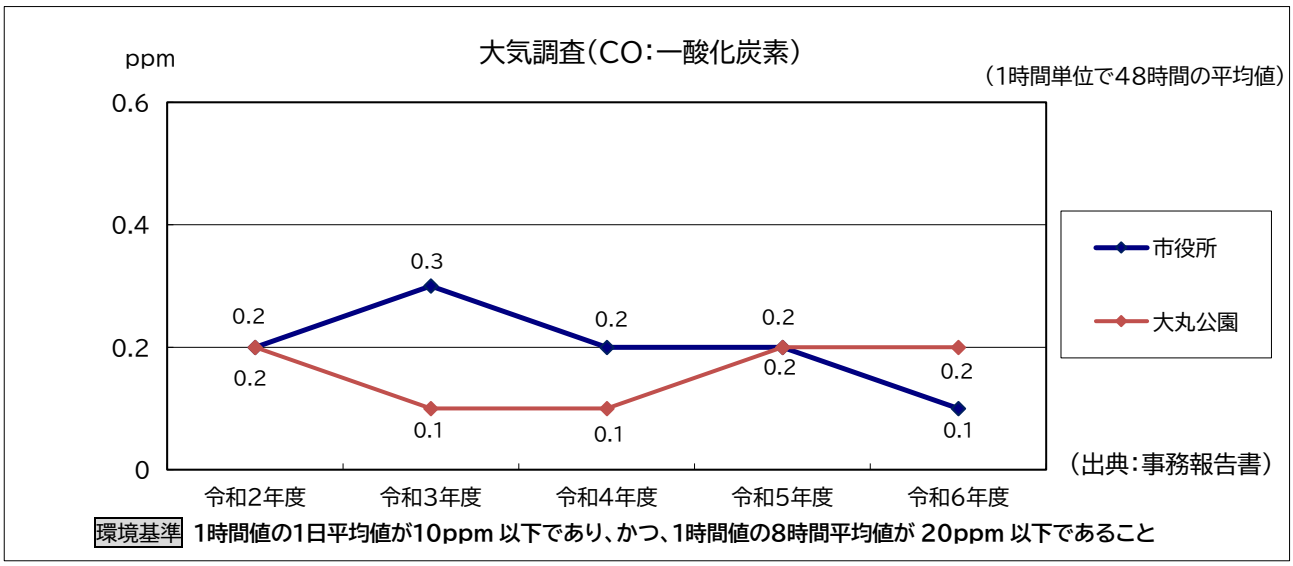

【コメント】 各年度とも、環境基準を下回っています。(p.11参照)

● SPM:浮遊粒子状物質

【環境への影響(SPM:浮遊粒子状物質)】

浮遊粉じんのうち、10μm※以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれています。(SPM のうち、直径 2.5μm 以下のものは、PM2.5(微小粒子状物質)と呼ばれています。)

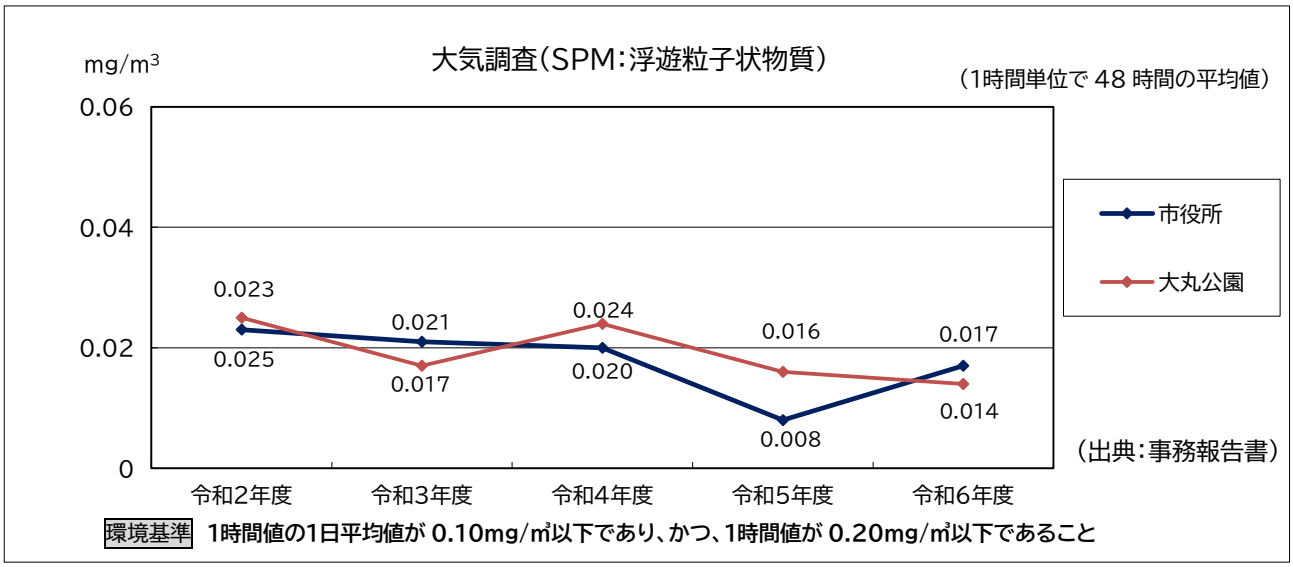

【コメント】 各年度とも、環境基準を下回っています。(p.11参照)

※μm(マイクロメーター):1μm は100万分の1m で 0.001mm です。

【PM2.5(微小粒子状物質)とは】

PM2.5は非常に小さいために呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

また、発生源によって人為起源と自然起源とに分類されます。人為起源としては、工場のばい煙や自動車の排気ガスなど、物の燃焼によって直接排出されるもの(一次生成)と、大気中に排出された気体が化学反応などによって粒子化するもの(二次反応)があり、その成分は、地域や季節によって変動します。自然起源としては、火山活動や黄砂のほか、植物などがあります。

PM2.5の環境基準や東京都が行った測定結果は、下記の東京都のホームページから確認できます。

〇PM2.5の環境基準について

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/torikumi/pm2_5/pm_kijun

〇東京都大気汚染測定結果

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/torikumi/result_measurement

● 光化学スモッグ

【環境への影響（OX：光化学オキシダント）】

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

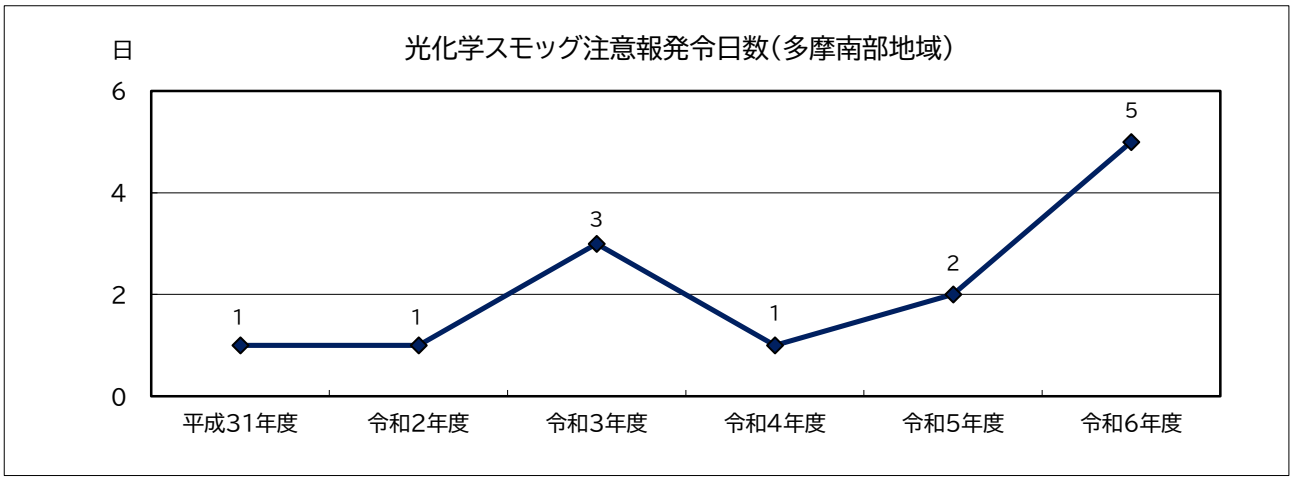

（出典：東京都環境局「2024（令和6）年の光化学スモッグの発生状況」）

【コメント】 令和6年度の光化学スモッグ注意報発令日数は5日でした。

なお、光化学オキシダント濃度は気象の影響を強く受けるといわれており、今後も気温が高く、日照時間が長い日には濃度が上昇する可能性があり注意が必要です。下段の注意事項を参照し、適切に対処しましょう。

令和6年度注意報発令日（計5日）
6月26日、7月4日、7月5日、7月6日、7月18日

令和5年度注意報発令日（計2日）
7月18日、7月26日

〇東京都環境局光化学スモッグ情報（メール配信登録）

http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/

【光化学スモッグ発生時の注意事項】

・屋外での活動をなるべく控える。

・自動車等の使用を極力控える。

・光化学スモッグの被害を受けた場合は、最寄りの保健所に連絡する。

● 大気環境基準と評価

物質	環境基準	評価方法		令和6年度 調査結果
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	短期的評価	なし	(※)
		長期的評価	年間にわたる1時間値の平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が 0.06ppm 以下にあること。	− (稲城市には、有効測定局がありません)
一酸化炭素 (CO)	1時間値1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	環境基準と同じ。	○
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高いほうから 2%の範囲にあるものを除外した値が 10ppm 以下であること。ただし、1日平均値が 10ppm を超える日が2日以上連続しないこと。	− (稲城市には、有効測定局がありません)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値1日平均値が0.10mg/㎥以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/㎥以下であること。	短期的評価	環境基準と同じ。	○
		長期的評価	年間にわたる 1 時間値の1日平均値のうち、高いほうから 2%の範囲にあるものを除外した値が、0.10 mg/m^3 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m^3 を超える日が 2 日以上連続しないこと。	− (稲城市には、有効測定局がありません)

※二酸化窒素は短期的な評価方法がありませんが、稲城市では参考として調査結果を環境基準に照らし、経年変化を観測しています。

【備考】

1　短期的評価は、連続して又は随時行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価するもの。

2　長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するためなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえ、評価するもの。年間の測定時間が 6,000 時間以上の測定局を対象とし、これを有効測定局という。(光化学オキシダントを除く)※稲城市には測定局の設置なし。

3　日平均値の評価に当たっては、1時間の欠測が、1日(24時間)のうちの4時間を超える日は評価対象としない。したがって、20時間以上測定された日のみを対象とし、これを有効測定日という。

● 簡易大気調査

市では、20地点の調査を実施しています。また、ご自身を取り巻く環境に関心を持っていただくことを目的に市民の方に調査モニターとして22地点の調査にご協力いただきました。令和6年度は計42地点で年2回（夏季は8月21日～22日、冬季は2月6日～7日）、窒素酸化物の簡易大気調査を実施しました。

【42地点の調査結果】　（単位：ppm、1日平均値）

年度		平均値			最大値			最小値		
		令和4年	令和５年	令和６年	令和4年	令和５年	令和６年	令和4年	令和５年	令和６年
二酸化窒素（NO_2）濃度	8月	0.020	0.007	0.020	0.039	0.021	0.049	0.011	0.002	0.002
	2月	0.008	0.022	0.011	0.022	0.032	0.020	0.002	0.015	0.005

※機器の測定限界が小数点以下第3位のため第4位以下は記載していない

【市で実施している20地点の令和６年度調査結果】　（交通量の多い地点などを毎年測定）　（単位：ppm、1日平均値）

	地点名	住所	夏季調査結果		冬季調査結果	
			NO	NO_2	NO	NO_2
1	矢野口交差点	矢野口227	0.002	0.049	0.039	0.017
2	新大丸交差点	大丸1049	0.011	0.034	0.039	0.011
3	坂浜交差点	坂浜420	0.005	0.042	0.022	0.018
4	稲城大橋入口交差点	東長沼1730-6	0.015	0.028	0.012	0.010
5	稲城五中入口交差点	向陽台2-1-4	0.004	0.043	0.008	0.013
6	若葉台公園西交差点	若葉台4-32	0.005	0.024	0.008	0.012
7	若葉台入口交差点	若葉台2-17-1	0.012	0.026	0.025	0.018
8	上平尾消防出張所前交差点	平尾4-15-4	0.003	0.025	0.032	0.020
9	東長沼陸橋西	東長沼1362	0.013	0.024	0.007	0.017
10	大丸公園前	大丸1419	0.003	0.024	0.034	0.013
11	学校給食第二調理場前	若葉台4-4	0.010	0.021	0.004	0.010
12	長峰小学校前	長峰2-8	0.011	0.021	0.001	0.006
13	きらぼし銀行若葉台支店前	若葉台2-4-1	0.009	0.022	0.006	0.012
14	平尾小学校前	平尾3-1-1-41	0.016	0.024	0.019	0.016
15	光仙ばあさん祠前	坂浜 4-4-53	0.015	0.021	0.006	0.012
16	読売カントリークラブ前バス停	坂浜878	0.008	0.023	0.005	0.006
17	山崎通り・天神通り交差点	大丸703-1	0.013	0.019	0.003	0.010
18	アカシア通り起点	大丸2140	0.014	0.018	0.024	0.016
19	京王線稲城駅前ロータリー	東長沼3108	0.014	0.017	0.011	0.010
20	矢野口橋	矢野口2284	0.010	0.016	0.023	0.010

※ NO：一酸化窒素　NO_2：二酸化窒素（表左の番号はp.7の図に対応）　（出典：事務報告書他）

環境基準　NO：基準無し　NO_2：1時間値の1日平均値が 0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下

【コメント】簡易的な方法での参考値となりますが、今後も経過を観察してまいります。

窒素酸化物は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主としてNOとNO_2の形で大気中に存在します。発生源は、工場・事業場、自動車・家庭等多種多様です。発生源からは、大部分がNOとして排出されますが、大気中で酸化されてNO_2になります。道路付近については、NOの濃度が高くなる傾向があります。

市では、人口や交通量の増加に伴い、今後の環境変化を定点でより多く予測するために、令和3年度より、交通量の多い箇所を6地点増やして20地点とし、定点調査による経年変化の観測を実施しています。また、NO_2の環境基準は全て満たしています。

放射線

【市内空間放射線量の測定について】

市では、東日本大震災の発生を機に、平成23年6月から市内小中学校、保育園及び幼稚園等で地上から5cmと100cmの空間放射線量定点測定を実施し、平成24年2月から公共施設の雨樋下や雨水桝など雨水や埃、汚れが溜まりやすい場所を選定し、地上1cmの空間放射線量局所測定を年1回実施しておりましたが、平成23年度から令和2年度までの測定結果について、数値が安定しており、環境省が示す基準値（毎時 0.23μSv）を下回っていることや、東京都において東日本大震災以前から設置していた新宿区の放射線モニタリングポストの数値が震災前の数値に低下していることから、平成29年度から定点測定回数を月1回から年4回に減らし、令和3年度からすべての測定を休止いたしました。

しかし、不安要素が発生した際には、直ちに再開できる準備をしています。

【放射能関連の測定に関する情報】

稲城市が行った各種測定の詳細な結果や、各関係機関が行った放射能関連の測定結果は、下記の稲城市や東京都のホームページからご確認いただけます。

稲城市

https://www.city.inagi.tokyo.jp/kurashi/iza/1002270/1010860/1002350/index.html

東京都　http://monitoring.tokyo-eiken.go.jp

第2節　稲城市の水環境

酸性雨調査

酸性雨を調査するため、年4回、市役所で採取した雨水のpHを測定しています。

【pH(ピーエイチ)とは？】
水溶液が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で、pH7が中性、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性です。

【酸性雨とは？】
酸性雨は、工場の排煙や自動車の排出ガスなどに含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中・雨滴中で化学反応を起こして硝酸や硫酸に変化し、これを取り込んでできた酸性度の強い雨のことをいいます。通常は pH7 未満を酸性といいますが、雨水の場合は大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、自然界の中では普通の状態でも弱酸性であるため、酸性雨と呼ばれるものは pH5.6 以下のものです。
酸性雨は湖沼や河川、土壌に影響をあたえ、そこに生息する酸に弱い植物や魚類、昆虫などに悪影響を及ぼします。

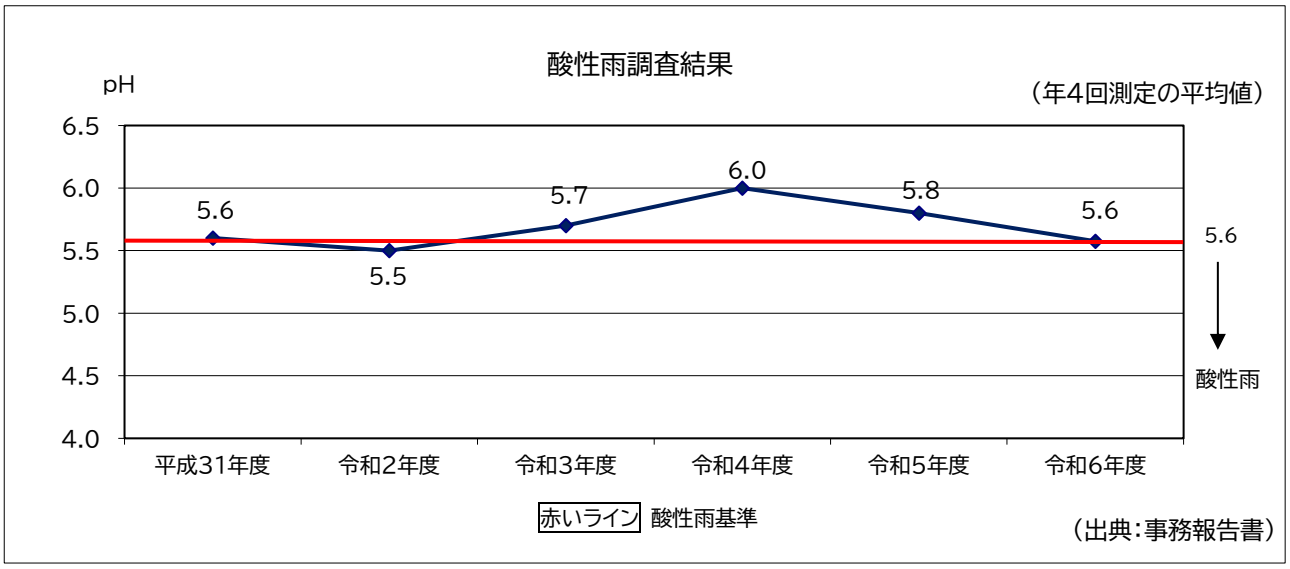

【コメント】 令和6年度の平均値は、5.6となっており、前年度と比較して、やや酸性の度合いが強くなっています。(参考)令和5年度の東京の平均値は5.15(出典：令和7年環境・循環型社会生物多様性白書)

河川水質調査

稲城市内を流れる河川の水質を監視するため、19箇所（類型指定のある河川4箇所、類型指定のない河川15箇所）、3項目（pH、BOD、SS）について調査しています。

● 調査地点図

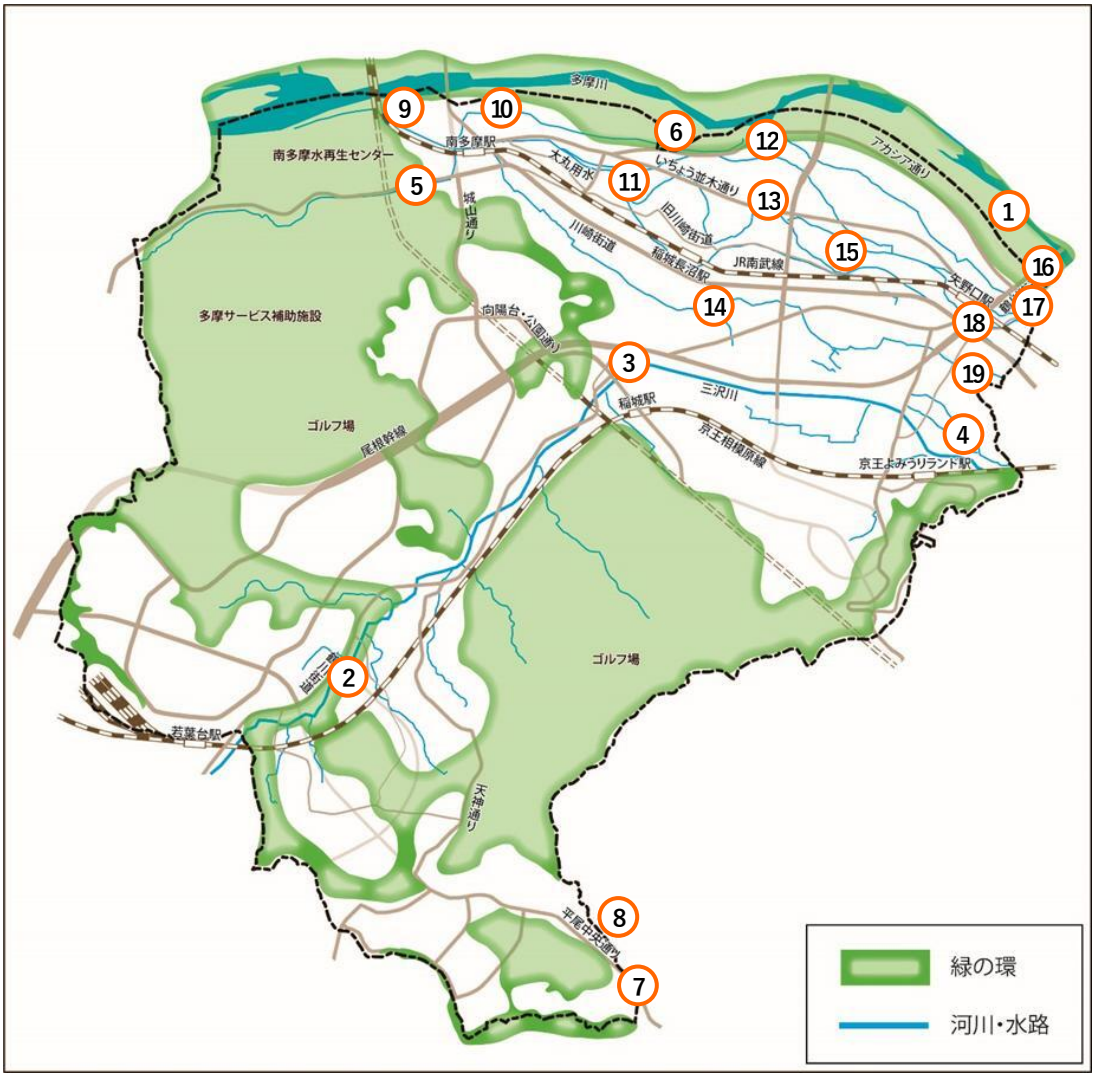

（出典：稲城市緑の基本計画）

番号	河川名	位置	番号	河川名	位置
1	多摩川	多摩川原橋	11	大丸用水	大丸地区会館横
2	三沢川	坂浜2257 付近	12		押立349 付近
3		亀山橋	13		葎草橋
4		天神橋	14		東長沼 1997 付近
5	谷戸川	市立病院前	15		中藤公園前
6		多摩川合流前	16		多摩川放流口
7	麻生川	平尾2-20 付近	17		田川
8		平尾1-60 付近	18		菅堀
9	大丸用水	武蔵野線鉄橋下	19		清水川
10		分量橋			

● 類型指定のある河川(pH)

【類型指定とは？】
河川水質汚濁の環境基準(生活環境項目)については、国において利水目的(類型)別に基準値が示されています。これに基づき都道府県が河川等の状況等に応じて類型をあてはめ、指定していく方式となっています。これを「類型指定」といいます。

河川名	類型	環境基準(pH)
多摩川	B 類型	6.5以上8.5以下
三沢川	C 類型	

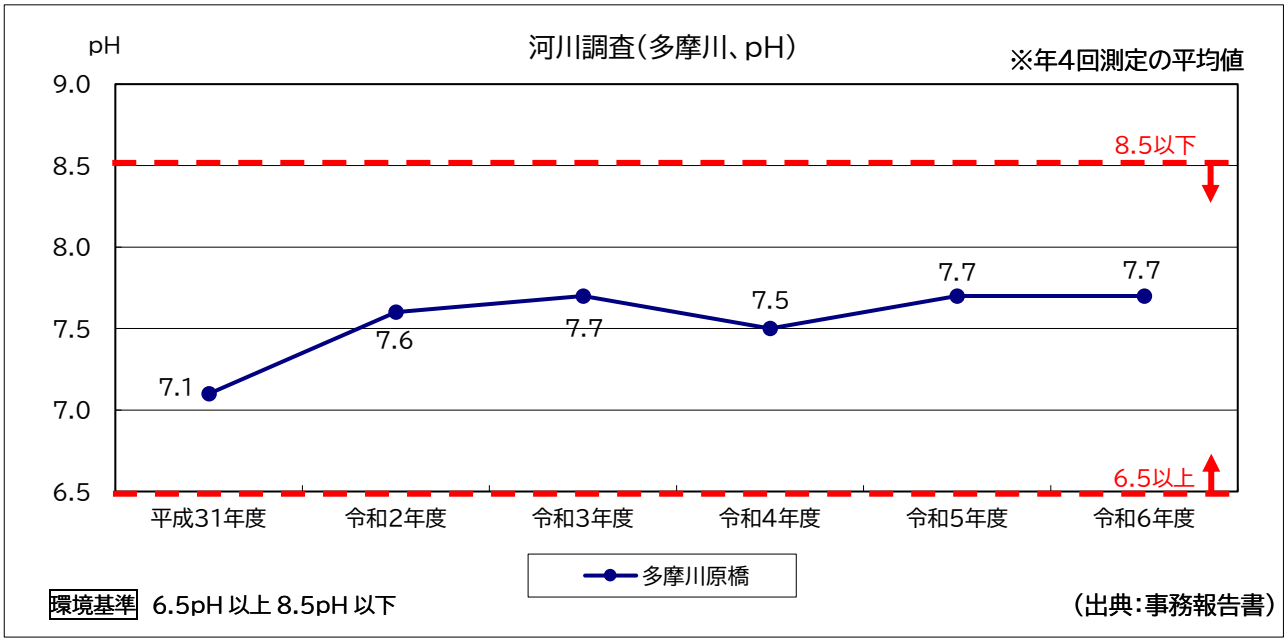

【コメント】 各年度とも B 類型河川に求められる環境基準値内です。

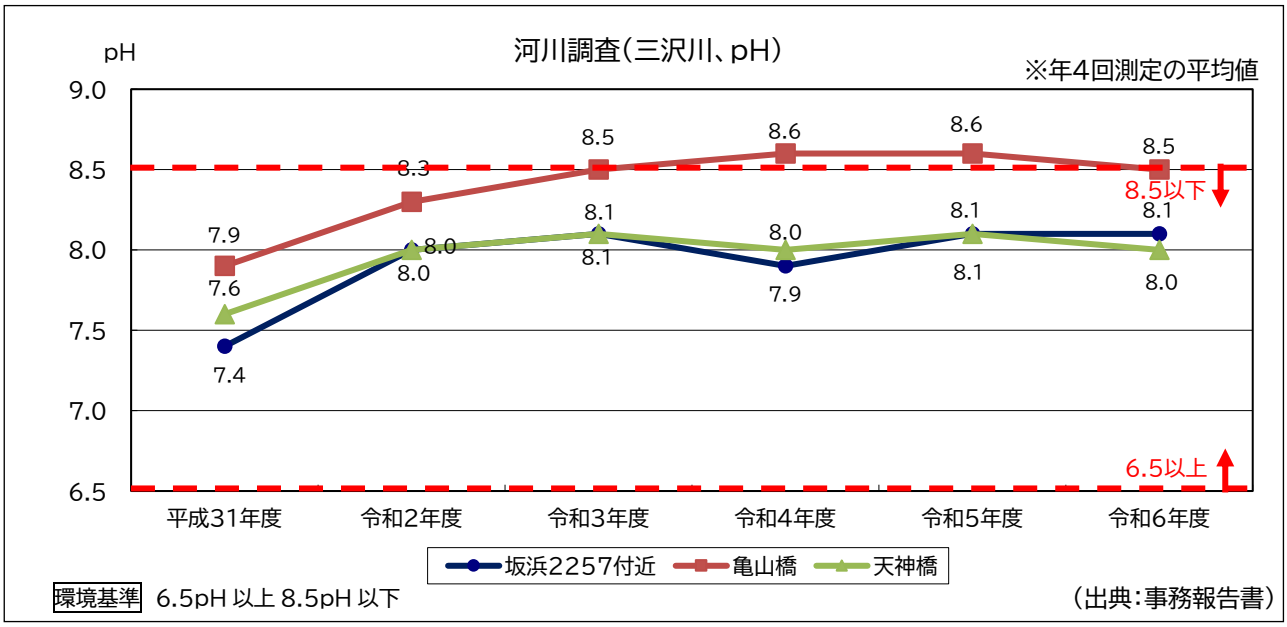

【コメント】 令和6年度は、C 類型河川に求められる環境基準値内です。

● 類型指定のある河川(BOD)

【BOD(Biochemical Oxygen Demand)とは？】
生物化学的酸素要求量：水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される酸素量のこと。BODの値が大きいほど水質汚濁の程度が大きくなります。

河川名	類型	環境基準(BOD)
多摩川	B 類型	3mg/ℓ以下
三沢川	C 類型	5mg/ℓ以下

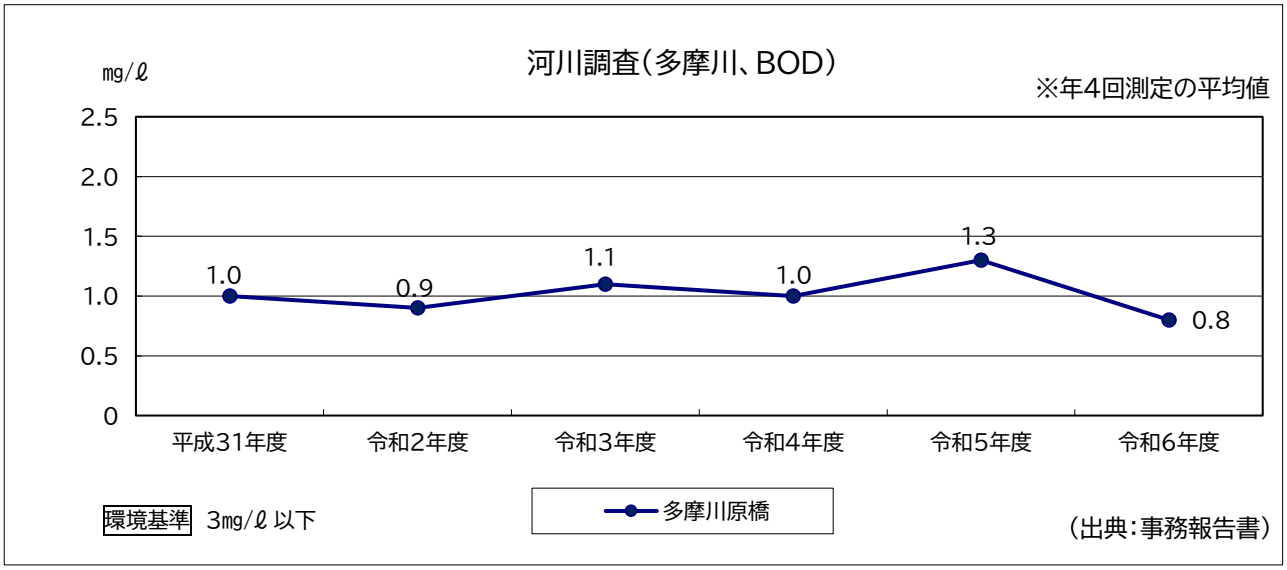

【コメント】 各年度とも B 類型河川に求められる環境基準を下回っています。

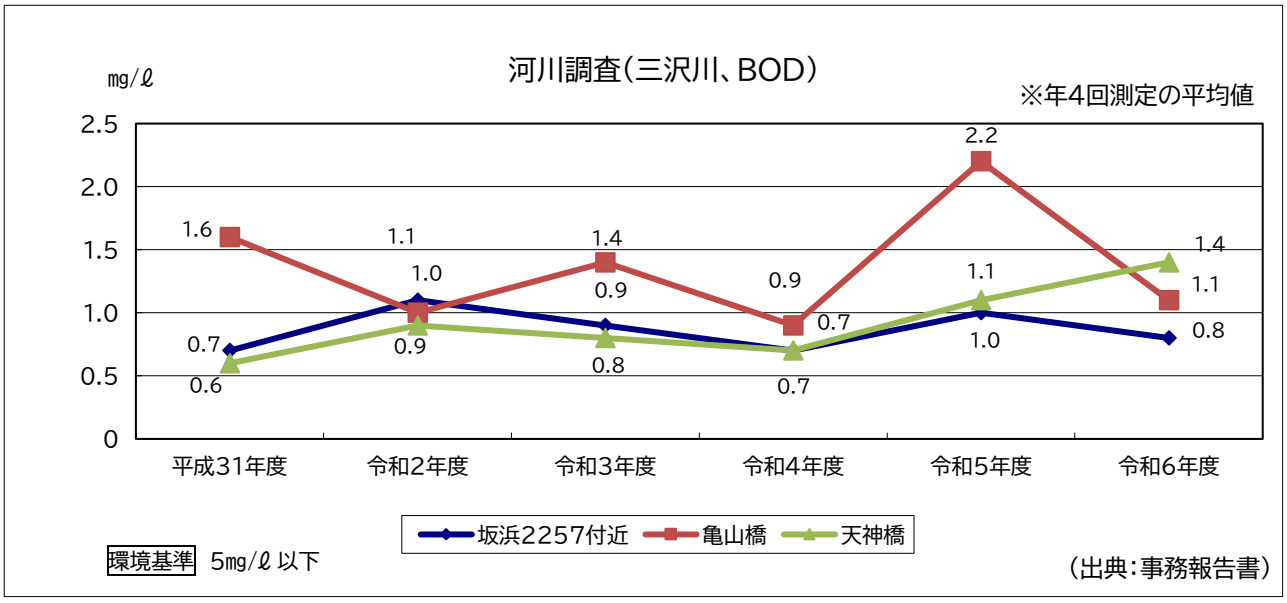

【コメント】 各年度・各地点とも、C 類型河川に求められる環境基準を下回っています。

● 類型指定のある河川(SS)

【SS(Suspended Solids)浮遊物質とは？】
水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の物質の量のこと。SS の値が大きいほど、透明度などの外観が悪化するほか、水中生物の光合成に影響を与えます。

河川名	類型	環境基準(SS)
多摩川	B 類型	25mg/ℓ以下
三沢川	C 類型	50mg/ℓ以下

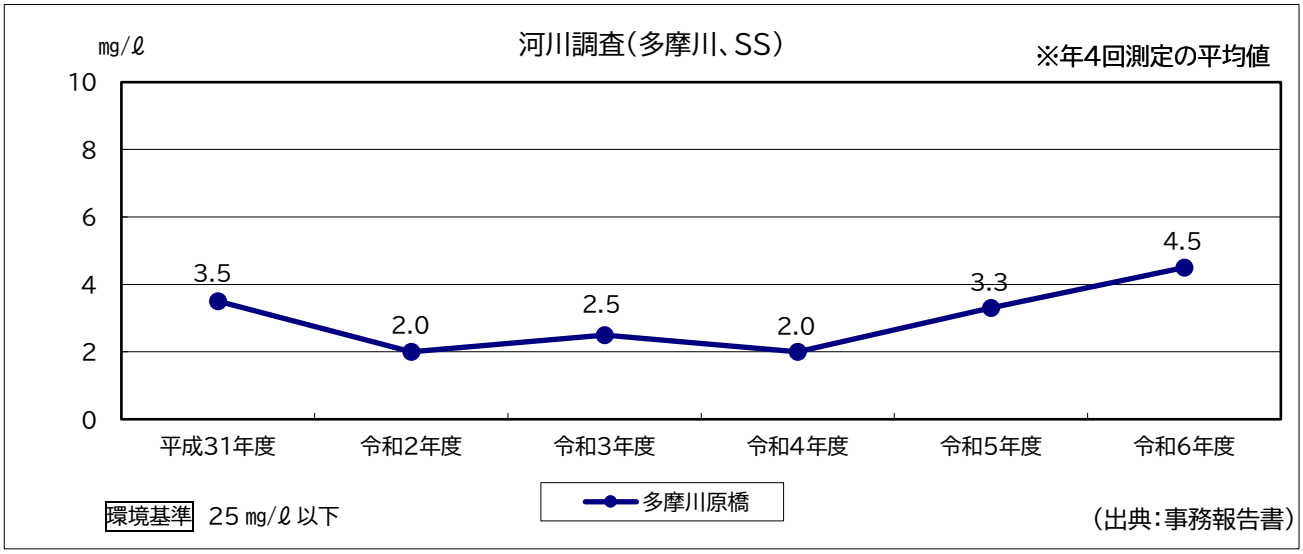

【コメント】 各年度とも B 類型河川に求められる環境基準を下回っています。

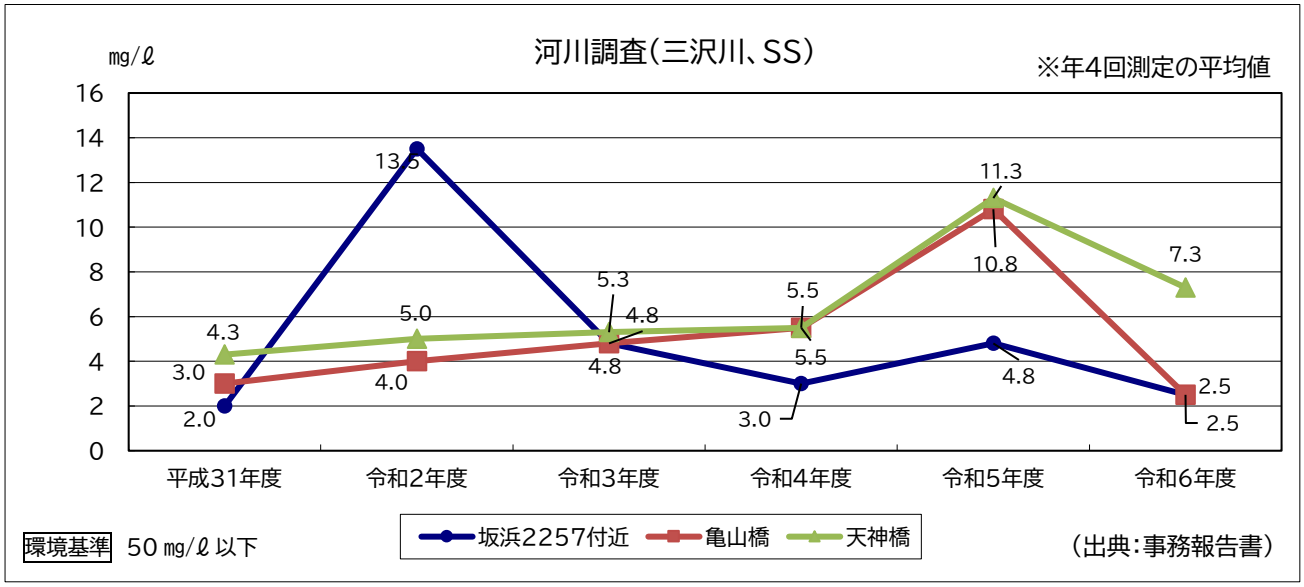

【コメント】 各年度・各地点とも、C 類型河川に求められる環境基準を下回っています。

● 類型指定のない河川

河川名	調査地点	調査項目（年度：令和）　※年4回測定の平均値											
		pH				BOD（mg/L）				SS（mg/L）			
		3年度	4年度	5年度	6年度	3年度	4年度	5年度	6年度	3年度	4年度	5年度	6年度
谷戸川	市立病院前	8.6	8.4	9.1	8.8	34.2	34.2	4.5	7.6	35.5	33.3	63.0	11.5
	多摩川合流前	8.7	8.3	8.5	8.6	1.3	1.5	6.4	2.3	3.5	3.3	16.3	6.0
麻生川	平尾2-20付近	8.1	8.0	8.2	8.2	1.0	1.5	1.2	1.4	3.8	4.0	1.5	2.5
	平尾1-60付近	7.8	7.7	7.9	7.9	1.6	1.3	1.5	0.8	2.3	1.3	1.8	4.3
大丸用水	武蔵野線鉄橋下	8.5	8.2	8.4	8.1	0.9	1.4	1.1	0.7	4.0	7.0	4.8	5.3
	分量橋	8.4	8.2	8.3	8.1	0.8	1.2	1.1	1.1	4.8	3.8	3.8	4.8
	大丸地区会館横	8.4	8.3	8.3	8.6	0.8	1.0	0.9	1.3	8.5	4.8	5.8	11.0
	押立349付近	8.2	8.1	8.2	8.4	0.7	1.0	1.0	0.6	8.5	6.5	8.8	12.0
	葎草橋	8.5	8.4	8.4	8.5	0.8	1.2	1.0	0.7	9.3	10.8	10.5	12.3
	東長沼1997付近	8.5	8.5	8.4	8.7	0.9	0.9	0.8	0.5	2.0	7.3	4.8	5.7
	中藤公園前	8.4	8.3	8.2	8.5	0.6	1.1	1.0	0.9	11.8	12.5	11.0	11.0
	多摩川放流口	8.1	7.8	7.9	8.1	1.1	1.2	1.8	1.1	8.3	9.8	9.5	5.8
	田川	8.3	7.8	7.9	8.1	1.3	5.0	4.3	4.6	7.8	8.8	9.3	22.8
	菅堀	8.2	7.8	8.0	8.2	0.8	0.9	1.1	0.9	10.0	9.0	7.8	13.8
	清水川	8.1	7.9	8.0	8.4	1.5	1.0	2.2	4.0	6.5	6.8	5.5	13.8

（出典：事務報告書）

【コメント】 類型指定がなく、環境基準はありません。

なお、今回の調査結果をＣ類型河川に当てはめると、令和6年度は谷戸川の市立病院前でBODの数値が環境基準を超過していますが、これは少雨により流量が少なかったことが原因と考えられます。

規模が小さい河川などは、流量や周辺環境の影響による数値的な変動が大きくなり、指標として評価することが難しいこともあり、類型指定がないと考えられます。このため、個々の調査地点のみで評価することは、類型指定のない河川に対しては、適切な評価となるものの判断が難しく本流で類型指定されている多摩川や三沢川の数値の変動、谷戸川や大丸用水などでも一地点ではなく上流から下流など、河川を体系的に捉え、経過を注視していきます。

第3節　稲城市の緑・自然

● 保存樹木の指定状況

（単位：本）

	矢野口	東長沼	大丸	百村	坂浜	平尾	押立	向陽台	若葉台	合計
令和2年度	12	25	13	21	57	9	14	2	14	167
令和3年度	10	23	13	21	57	9	14	2	14	163
令和4年度	10	23	10	21	55	9	13	2	14	157
令和5年度	10	23	10	20	55	9	10	2	14	153
令和6年度	10	23	9	20	55	9	10	2	10	148

（出典：事務報告書）

【コメント】都市基盤整備事業の進捗や樹木の枯損などによる伐採などにより、指定の解除が行われていますが、今後は現状の維持に向け、他自治体の施策などを参考にしながら研究してまいります。

● 公園の面積

（各年4月1日現在）

	令和4年		令和5年		令和6年	
	箇所数	面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）
総合公園	1	160,984	1	160,984	1	160,984
地区公園	2	163,811	2	163,811	2	163,811
近隣公園	4	106,857	4	106,857	4	106,857
街区公園	89	156,108	97	157,788	97	157,788
緑地	58	438,052	57	439,659	57	439,659
合計	154	1,025,812	161	1,029,099	161	1,029,099
一人当たり面積	－	11.01	－	11.01		10.97

（出典：統計いなぎ）

【コメント】今後も区画整理事業等の進捗にあわせて公園の整備を進めていきます。

なお、令和6年4月1日現在の都民一人当たりの都市公園面積は5.77m^2 となっています。これに対し稲城市民一人当たりの面積は10.97m^2 であることから、稲城市内は日々のくらしの中で身近に緑に触れ合える自然環境が充実していることがうかがえます。

【用語解説】

・総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。敷地面積は、都市規模に応じて1箇所当たり10～50ha を標準として配置。

・地区公園

主として徒歩圏内に居住する方の利用に供することを目的とする公園。敷地面積は 4ha を標準として配置。

・近隣公園

主として近隣に居住する方の利用に供することを目的とする公園。敷地面積は、2ha を標準として配置。

・街区公園

主として街区内に居住する方の利用に供することを目的とする公園。敷地面積は、0.25ha を標準として配置。

● 街路樹の状況

（単位：本）

ケヤキ	サクラ	イチョウ	ハナミズキ	ユリノキ	ナンキンハゼ	エゴノキ
1,194	810	602	558	278	130	128
ヤマボウシ	キンモクセイ	コナラ	リョウブ	イヌシデ	ウツギ	ヌルデ
126	115	101	95	90	75	69
ベニカナメモチ	カリン	ムクゲ	サンゴジュ	トチノキ	キフジ	ネズミモチ
68	59	53	57	51	53	47
モミジ	その他 66 種類	**合計 88 種類 7,414 本**				
25	2,630	（令和 6 年4月1日現在）				

【コメント】 街路樹には騒音を防いだり、火災による延焼を食い止める効果もあります。（出典：統計いなぎ）

● 自然環境保全地域の指定状況

名称	面積（m²）	主な樹種	指定年度
穴澤天神社	4,320.00	スギ・ヒノキ	昭和50年度
円照寺 大麻止乃豆乃天神社	763.00 6,950.00	ナラ・クヌギ	昭和50年度 平成22年度
杉山神社 戦没者慰霊碑	2,545.00 461.00	ソロ・スギ・ケヤキ・クヌギ	昭和51年度
坂浜天満神社 一村共有地	3,386.29 890.00	スギ・サクラ・ソロ	昭和52年度
妙見寺	28,504.31	クヌギ・コナラ	昭和59年度 平成21年度
普門庵	6,215.00	コナラ・エゴノキ・アラカシ・シラカシ・ヤマモミジ	平成 7年度
よみうりランド北側緑地	21,343.40	スギ・ヒノキ	平成21年度
上谷戸大橋東側緑地	3,392.95	ケヤキ	平成22年度
保健センター西側緑地	1,602.00	タケ・クヌギ・ヤマザクラ	平成23年度
平尾谷戸通り南側緑地	2,772.00	タケ・ケヤキ・ミズナラ・カシ	平成23年度
弁天洞窟南側緑地	2,228.00	タケ	平成25年度
天神山東緑地	7,306.79	タケ	平成27年度
六間台南側緑地	3,926.00	タケ	平成29年度
妙見寺西側緑地	21,491.00	クヌギ・コナラ・イタヤカエデ	平成29年度
薄葉谷戸川清田緑地	3,784.00	クヌギ・コナラ・シカラシ	平成31年度
篭谷周辺緑地	22,505.00	クヌギ・コナラ・ヤマザクラ	令和 2年度 令和 3年度 令和 4年度
合計16 箇所	144,385.74	－	－

（出典：事務報告書）

● その他市内の緑地等の指定状況

指 定	名 称	面積（m²）	指定年度
特別緑地保全地区	稲城ふれあいの森	62,000.00	平成25年度
里山保全地域	連光寺・若葉台里山保全地域	17,201.40 （全体 49,294.00）	平成26年度
合計 2 箇所	－	79,201.40	―

● 湧水

湧水は豊かな自然を育む水路や池、河川などの水源であり、市民にうるおいとやすらぎを提供する貴重な存在です。

－代表的な湧水場所－

穴澤天神社 自然環境保全地域に指定。東京の名湧水57選に選定され、湧水のある洞窟と社寺林、周辺が一体的な樹林地となっています。		**妙見寺** 自然環境保全地域に指定。境内樹林と周辺の畑、林が一体的な緑地となっており、湧水を手水舎まで引き込んでいます。	

【コメント】 雨水の地下浸透などにより、地下水の涵養が図られます。そのため、土の見える面や、雨水浸透マスを増やしていくことが有効です。

第4節　稲城市の騒音・振動

騒音・振動調査

交通騒音・振動の状況を監視するため、年1回（夏季）、昼間10地点・夜間2地点（振動は10地点）で調査を実施しています。

自動車の走行に伴い発生する騒音・振動は、交通量、特に大型車の混入、交通渋滞、走行速度等が大きく影響を及ぼしています。また、自動車やバイクのエンジン音、大音量のカーステレオなども発生源になっています。

【要請限度とは】

騒音規制法、振動規制法に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請することができる騒音及び振動レベルのことです。

● 騒音について

【騒音をはかるものさし】

騒音の大きさは騒音レベル（単位はデシベル：dB）という対数（log）を用いた値であらわします。同じエネルギーの音でも、周波数の高低により人間の耳で感じる音の大きさは異なります。そこで、対数を用いて数値化することで人間の耳で感じる音の感覚に近い値を得ることができます。

音圧レベル	音のめやす
120dB	飛行機エンジンの近く
110dB	自動車の警笛（前方2m）・リベット打ち
100dB	電車が通るときのガード下
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内・ピアノの演奏（前方 1m）
70dB	電話のベル・騒々しい事務所の中・騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車・普通の会話

50dB	静かな事務所
40dB	市内の深夜・図書館・静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜・ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音・置時計の秒針の音（前方 1m）

※音のサンプルとして示したのは模擬音の例であり、実際の音量ではありません。

（出典：（公財）日本環境協会）

● 騒音測定結果

（評価値：等価騒音レベル L_{AEQ}、単位：dB）

地点名		昼夜別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	基準	
							要請限度	環境基準
矢野口交差点		（昼間）	70	70	70	69	75以下	70以下
新大丸交差点		（昼間）	71	70	70	69	75以下	70以下
坂浜交差点		（昼間）	68	68	68	68	75以下	70以下
稲城大橋入口交差点		（昼間）	68	69	70	70	75以下	70以下
稲城五中入口交差点		（昼間）	65	64	66	65	75以下	70以下
若葉台公園西交差点		（昼間）	68	67	67	67	75以下	70以下
若葉台入口交差点		（昼間）	66	66	65	65	75以下	70以下
上平尾消防出張所前交差点		（昼間）	-	66	65	65	75以下	70以下
川崎街道	東長沼陸橋西側	（昼間）	68	68	69	68	75以下	70以下
		（夜間）	63	63	64	64	70以下	65以下
	大丸公園前	（昼間）	70	71	70	70	75以下	70以下
		（夜間）	65	65	64	65	70以下	65以下

（出典：事務報告書他）

※交差点8地点は、8月21 日7時～19時の12時間調査を、川崎街道2地点は8月21 日7時～22 日7時の24時間調査を実施しました。上平尾消防出張所前交差点は、令和4年度より追加しました。

【コメント】 全調査地点で要請限度を下回っています。

● 振動について

【振動をはかるものさし】

振動の大きさは振動レベル（単位はデシベル：dB）という値であらわします。騒音レベルと同様に、周波数などを人体感覚に合うように補正して数値化しています。地震の震度でみると人体に振動を感じないいわゆる「震度ゼロ」は55dB 以下であり、「震度1」が55～65dB に相当します。

震度階級	振動レベル（単位 dB）	人の体感・行動	屋内の状況
0	55 以下	人は揺れを感じない。	
1	55～65	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。	
2	65～75	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	75～85	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。

震度階級	振動レベル（単位 dB）	人の体感・行動	屋内の状況
4	85～95	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。
5弱	95～105	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。
5強	95～105	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。
6弱	105～110	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。
6強		立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。
7	110 以上	揺れに翻弄され、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。

（出典：気象庁、環境省資料）

● 振動測定結果

（評価値：振動レベル L_{10}、単位：dB）

地点名		昼夜別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	基準 要請限度
矢野口交差点		（昼間）	34	34	40	35	70以下
		（夜間）	37	36	44	36	65以下
新大丸交差点		（昼間）	46	44	47	45	70以下
		（夜間）	44	41	46	42	65以下
坂浜交差点		（昼間）	46	51	48	50	65以下
		（夜間）	45	51	50	49	60以下
稲城大橋入口交差点		（昼間）	44	44	43	43	65以下
		（夜間）	48	47	47	47	60以下
稲城五中入口交差点		（昼間）	42	39	40	39	65以下
		（夜間）	42	42	40	39	60以下
若葉台公園西交差点		（昼間）	41	40	40	39	65以下
		（夜間）	39	40	41	43	60以下
若葉台入口交差点		（昼間）	43	38	39	39	65以下
		（夜間）	40	40	40	39	60以下
上平尾消防出張所前交差点		（昼間）	-	42	42	42	65以下
		（夜間）	-	46	43	42	60以下
川崎街道	東長沼陸橋西側	（昼間）	42	42	43	42	65以下
		（夜間）	37	37	36	36	60以下
	大丸公園前	（昼間）	40	40	41	39	70以下
		（夜間）	33	34	35	33	65以下

（出典：事務報告書他）

※交差点8地点は、8月21 日7時～19時の12時間調査を、川崎街道2地点は8月21 日7時～22 日7時の24時間調査を実施しました。上平尾消防出張所前交差点は、令和4年度より追加しました。

【コメント】 全調査地点で要請限度を下回っており、数値も概ね横ばいに推移しています。今後も経年変化などを確認しながら、必要に応じて調査などを行ってまいります。

交通量調査

● 交差点交通量調査結果

調査時間	12時間調査							
調査日時	令和3年 8月19日 7時～19時		令和4年 8月23日 7時～19時		令和５年 8月22日 7時～19時		令和６年 8月21日 7時～19時	
調査地点	交通量 （台）	大型車 混入率 （%）	交通量 （台）	大型車 混入率 （%）	交通量 （台）	大型車 混入率 （%）	交通量 （台）	大型車 混入率 （%）
矢野口交差点	32,654	11.7	31,732	10.5	31,823	14.9	31,365	11.7
新大丸交差点	32,429	11.6	31,522	13.2	32,030	15.5	30,477	10.7
坂浜交差点	10,936	11.3	10,841	10.2	10,261	8.2	10,769	10.2
稲城大橋入口交差点	19,295	9.8	18,689	10.1	18,310	10.1	19,547	10.9
稲城五中入口交差点	15,994	13.3	16,485	12.5	15,665	14.2	15,615	10.3
若葉台公園西交差点	13,605	13.9	13,910	11.7	13,886	12.9	13,577	12.3
若葉台入口交差点	21,638	8.9	22,153	8.2	22,318	7.9	22,153	7.6
上平尾消防出張所前交差点	-	-	12,629	6.8	12,475	7.6	12,789	6.4

（出典：事務報告書他）

※上平尾消防出張所前交差点は、令和4年度より追加しました。

【コメント】 交差点8地点における12時間の流入交通量は、川崎街道の矢野口交差点が最も多く、次いで多かったのが川崎街道の新大丸交差点でした。令和6年度の交通量は、令和2年度の坂浜平尾線の交通解放以降、全調査地点において概ね横ばいに推移しています。

● 幹線道路交通量調査結果

調査時間	24時間調査							
調査日時	令和3年 8月5日7時 ～6日7時		令和4年 8月23日7時 ～24日7時		令和5年 8月22日7時 ～23日7時		令和6年 8月21日7時 ～22日7時	
調査地点	交通量 （台）	大型車 混入率 （%）	交通量 （台）	大型車 混入率 （%）	交通量 （台）	大型車 混入率 （%）	交通量 （台）	大型車 混入率 （%）
川崎街道 東長沼陸橋西	14,271	17.3	18,896	16.8	13,852	16.5	13,816	15.5
川崎街道 大丸公園前	21,081	14.6	31,294	12.1	21,414	14.3	21,008	14.0

【コメント】交通量は、令和6年度の交通量は令和5年度と比較し減少しています。

● 幹線道路における時系列交通量（24 時間）

騒音の原因の一つとなる、大型車を別記した時間帯別交通量です。

調査日：8月21日～22日

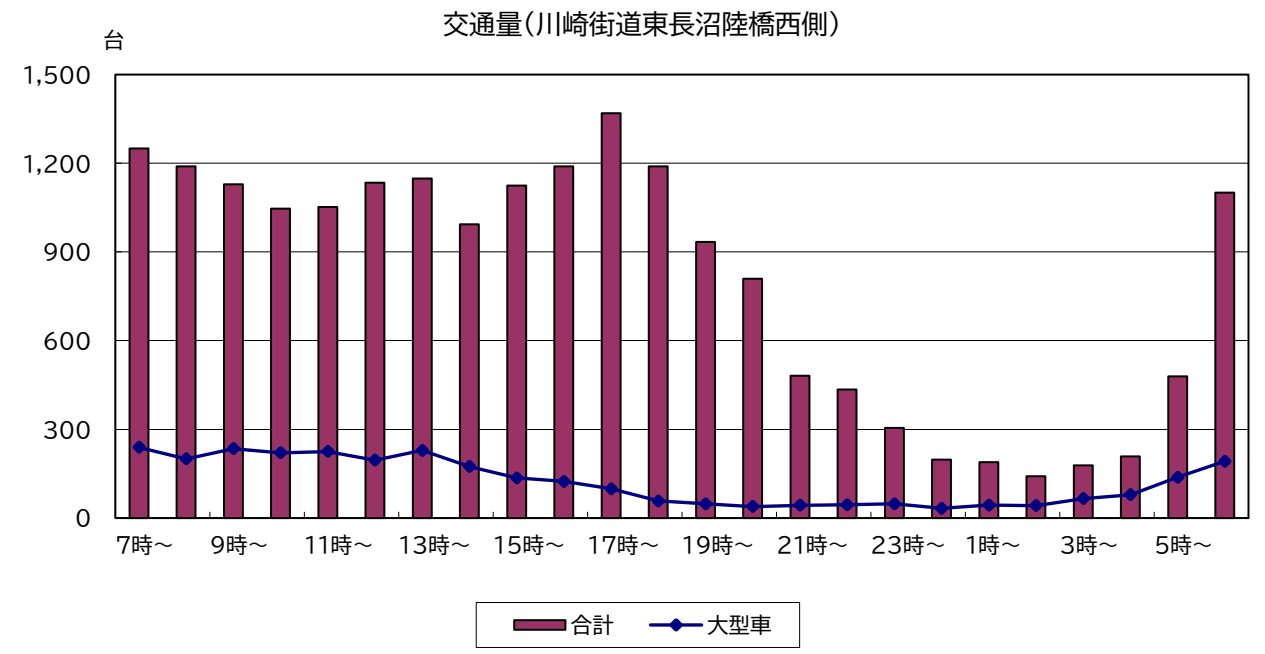

（出典：事務報告書他）

調査日：8月21日～22日

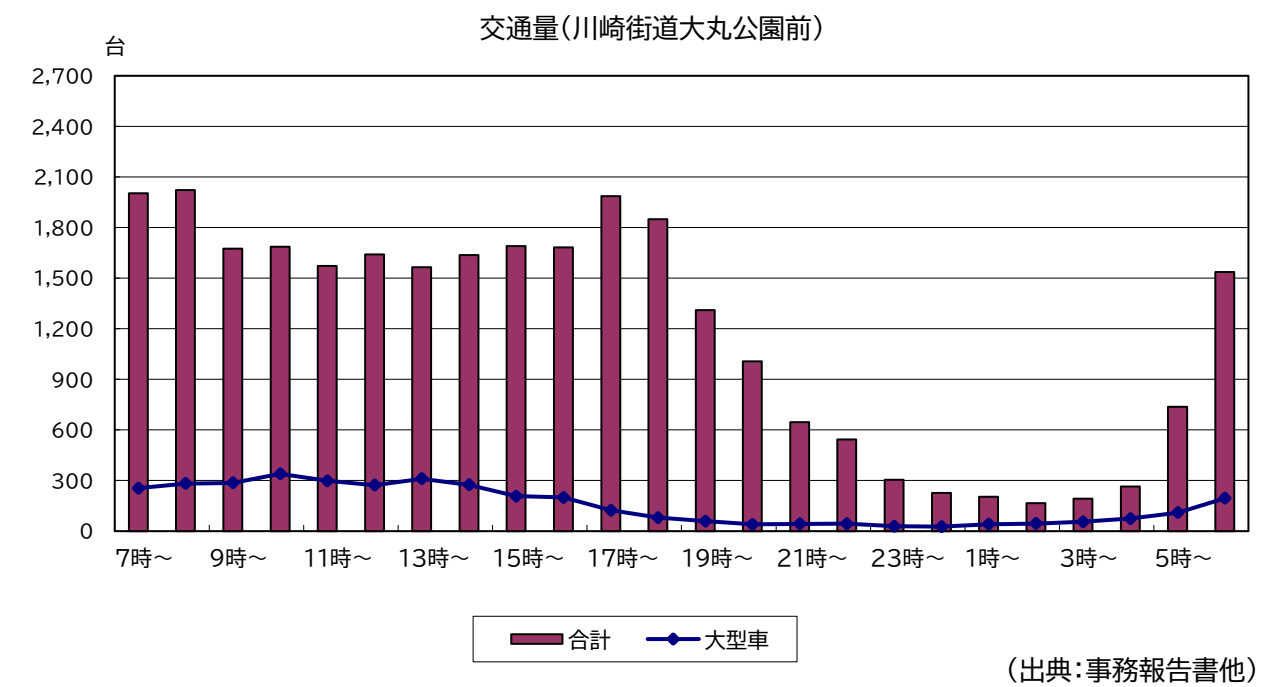

（出典：事務報告書他）

第5節　有害化学物質について

ダイオキシン類調査

ダイオキシン類による汚染状況を監視するため、ダイオキシン類の調査を実施しています。前年度同様、令和6年度も年間で2回の調査を行いました。測定結果は、令和6年度においても環境基準を下回っています。

【ダイオキシン類とは？】

ダイオキシン類とは、有用物質として製造されたものではなく、ものの焼却過程などで自然に発生する物質です。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDDs）75種類（塩素の数の違いによる同族体の種類、その成分であるベンゼン環に付く、塩素の位置の違いによる異性体の種類によって多くの種類に分けられる）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）135種類、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCBs）十数種類があります。

これらの物質は、安定した状態を保つことが多く、生物などによって分解されることがほとんどなく、太陽光の紫外線で徐々に分解されるといわれています。

【ダイオキシン類の毒性等】

毒性については、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い「2,3,7,8－テトラクロロジベンゾパラジオキシン（2,3,7,8－TeCDD）」の毒性を基準に、他のダイオキシン類の毒性を決めています。これを毒性等価係数といいます。この係数を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値を毒性等量（TEQ）といい、大気中濃度の表現例として、xpg-TEQ/m^3（xピコグラム・ティーイーキュー・毎・立方メートル）等が使われます。これは、1m^3の大気中に含まれる毒性が、2,3,7,8－TeCDD 換算でxpg（p：ピコは1兆分の1）分にあたることを意味しています。

人体へは食品から吸収されるものがほとんどで、脂肪組織に残留しやすく、一度摂取されたダイオキシン類は、その量が半分になるのに約7年かかるといわれています。

● ダイオキシン類測定結果（大気）

地点名	日程	毒性等量（pg-TEQ/m^3）	環境基準値（pg-TEQ/m^3）
市役所屋上	令和3年（夏季）8月4日～8月11日	0.017	0.6 以下
	令和4年（冬季）2月2日～2月9日	0.012	
	令和4年（夏季）8月23日～8月30日	0.013	
	令和5年（冬季）2月2日～2月9日	0.011	
	令和5年（夏季）8月22日～8月29日	0.017	
	令和6年（冬季）2月6日～2月13日	0.026	
	令和6年（夏季）8月21日～8月28日	0.006	
	令和7年（冬季）2月7日～2月14日	0.005	

（出典：事務報告書）

【コメント】 環境基準を下回っています。

東京都調査結果との比較（年度平均値）

（単位：pg-TEQ/m^3）

番号		調査地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和５年度	令和6年度
1	区部	中央区晴海局	0.018	0.017	0.017	0.014	0.0099
2		大田区東糀谷局	0.015	0.013	0.014	0.038	0.0086
3		世田谷区世田谷局	0.011	0.013	0.012	0.016	0.0099
4		板橋区氷川町局	0.016	0.015	0.016	0.012	0.0090
5		練馬区石神井町局	0.011	0.011	0.012	0.011	0.0058
6		足立区西新井局	0.026	0.021	0.019	0.018	0.014
7		葛飾区鎌倉	0.02	0.023	0.021	0.013	0.013
8		江戸川区春江町局	0.018	0.02	0.018	0.018	0.011
9	多摩部	八王子市片倉町局	0.013	0.0097	0.0094	0.0088	0.0058
10		八王子市大楽寺町	0.012	0.0077	0.0073	0.0077	0.0060
11		立川市錦町	0.021	0.013	0.0091	0.0067	0.0091
12		町田市能ヶ谷局	0.011	0.011	0.0092	0.0071	0.0077
13		小金井市本町局	0.011	0.011	0.015	0.0064	0.0073
14		福生市本町局	0.023	0.01	0.008	0.0056	0.0065
15		東大和市奈良橋局	0.01	0.0094	0.0095	0.0071	0.0064
16		清瀬市下宿	0.012	0.022	0.013	0.011	0.0098
17		西多摩郡檜原局	0.0098	0.033	0.011	0.0036	0.0030
		最大値	0.03	0.03	0.021	0.038	0.014
		最小値	0.0061	0.0061	0.0073	0.0036	0.0030
		平均値	0.017	0.017	0.013	0.012	0.0084
		多摩部平均値（檜原局除く）	0.014	0.012	0.01	0.008	0.0073
		稲城市	0.015	0.015	0.017	0.0215	0.0055

（出典：東京都環境局「令和６年度東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果について」、事務報告書）

【コメント】 環境基準を下回っています。

※ 東京都調査の採取時間は168時間で実施。

※ 毒性等価係数：WHO-TEF（2006）。

● クリーンセンター多摩川焼却炉排ガスにおけるダイオキシン類測定値

※(単位:ng-TEQ/m³N)

	1号炉		2号炉		3号炉		排出基準
	日付(年.月.日)	数値	日付(年.月.日)	数値	日付(年.月.日)	数値	
令和2年度	令和2.5.12	0.000085	令和2.5.13	0.0000015	令和2.5.29	0.000041	1以下
	令和2.10.13	0.0000015	令和2.10.30	0.0000019	令和2.10.14	0.0000015	
令和3年度	令和3.5.11	0.00010	令和3.5.12	0.0052	令和3.5.31	0.00010	
	令和3.10.7	0.0000017	令和3.10.15	0.0000018	令和3.10.8	0.0000014	
令和4年度	令和4.5.6	0.000041	令和4.5.2	0.000040	令和4.5.30	0.00071	
	令和4.11.14	0.00012	令和4.10.4	0.0000013	令和4.10.5	0.0000013	
令和5年度	令和5.4.3	0.00000030	令和5.4.4	0.00000033	令和5.5.19	0.000064	
	令和5.11.1	0.00017	令和5.10.6	0.0000013	令和5.10.5	0.0000013	
令和6年度	令和6.5.30	0.000052	令和6.5.31	0.00029	令和6.7.3	0.00052	
	令和6.11.11	0.00099	令和6.10.4	0.000043	令和7.1.15	0.00010	

【コメント】 排出基準を下回っています。 (出典:多摩川衛生組合ホームページ)※

廃棄物焼却炉の排ガス排出基準の単位は「ng(ナノグラム)」です(n:ナノは 10 億分の 1)。

● ダイオキシン類測定結果(水質・河川)

地点名	調査年月	毒性等量 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)
三沢川・天神橋	令和6年春季	0.087	1以下
	令和6年秋季	0.078	

(出典:東京都環境局「ダイオキシン類調査結果」)

【コメント】 環境基準を下回っています。

● ダイオキシン類測定結果(水質・地下水)

地点名	調査年月	毒性等量 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)
坂浜	令和6年9月	0.015	1以下

(出典:東京都環境局「ダイオキシン類調査結果」)

【コメント】 環境基準を下回っています。

● ダイオキシン類測定結果(土壌)

地点名	調査年度	毒性等量 (pg-TEQ/g)	環境基準値 (pg-TEQ/g)
平尾	令和3年11月	2.1	1,000以下

(出典:東京都環境局「ダイオキシン類調査結果」)

【コメント】 環境基準を下回っています。

● 市内における「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく化学物質の排出量等の届出制度（PRTR 制度；Pollutant Release and Transfer Register）による有害化学物質の届出の状況

日常生活において利用している多くの化学物質が、環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。そこで、どんな物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るとともに、化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための制度の1つとして、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR 法）に基づく化学物質の排出量等の届出制度があります。この制度では、対象となる事業者は、どのような化学物質を1年間にどれだけ環境中に排出したか、あるいは廃棄物として移動させたかなどについて報告し、国はそれぞれ集計して公表しています。

年度	届出件数	排出量 （kg）	移動量 （kg）
令和6年度	7	8,068	8,818
令和5年度	7	15,248	15,998

（出典：経済産業省 HP・環境省 HP「第一種指定化学物質の排出量・移動量の集計結果等」）

第6節　稲城市の温室効果ガス排出量について

温室効果ガス

地球温暖化の主たる要因として、温室効果ガスの影響が指摘されています。平成20年度に、東京62市区町村共同事業として、温室効果ガス排出量標準算定手法が策定されました。本算定手法に伴い、温室効果ガスの排出量が算出されました。利用可能な統計データが揃う令和5年までの数値となります。

● 温室効果ガス排出量の推移（単位:1000t-CO_2eq）

ガス種	平成2年※	平成25年※	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
二酸化炭素	197	313	280	286	282	271	269	272	267	243
メタン	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
一酸化二窒素	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ類	1	13	18	20	21	22	24	25	22	16
ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ類	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六フッ化硫黄	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三フッ化窒素	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	202	328	299	308	305	296	295	299	290	261
(参考)吸収量※	-	0	0	0	0	0	-1	0	0	0

（出典:「多摩地域の温室効果ガス排出量（1991年度～2023年度）」）

※本算定手法の基準年は、京都議定書における基準年（平成2年）。市のカーボンニュートラル推進計画の基準年は平成25年。

※温室効果ガス排出量の各年度の合計は四捨五入の関係で異なることがあります。

※単位の「CO_2eq」とは、「CO_2 equivalent」の略であり、地球温暖化係数を用いて CO_2 相当量に換算した値です。

※吸収量は森林が成長した量に対し、吸収する温室効果ガスの量に換算したものです。＋は温室効果ガスの吸収、-は森林の減少による温室効果ガスの排出を意味しています。なお参考のため合計に含めていません。

● 部門別二酸化炭素排出量の推移

（単位:1000t-CO_2）

部門		平成2年	平成25年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
産業部門	農業	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	建設業	7	8	3	4	9	4	4	4	3	4
	製造業	28	28	30	28	26	25	23	23	21	17
	合計	36	38	35	34	38	31	28	29	26	23
民生部門	家庭	55	117	104	108	104	101	107	111	105	95
	業務	51	92	79	82	81	77	77	73	76	69
	合計	106	208	183	190	185	179	183	183	181	165
運輸部門	自動車	49	54	50	49	48	48	46	48	47	45
	鉄道	2	4	3	3	3	3	3	3	3	3
	合計	51	58	54	52	51	52	50	51	50	48
廃棄物部門		3	9	8	9	9	10	8	8	10	8
合計		197	313	280	286	282	271	269	272	267	243
増減率（平成2年度比）		基準年	59%増	42%増	45%増	43%増	38%増	37%増	38%増	36%増	23%増
増減率（平成25年度比）			基準年	11%減	9%減	10%減	13%減	14%減	13%減	15%減	22%減

（出典:「多摩地域の温室効果ガス排出量（1991年度～2023年度）」）

※温室効果ガス排出量の各年度の合計は四捨五入の関係で異なることがあります。

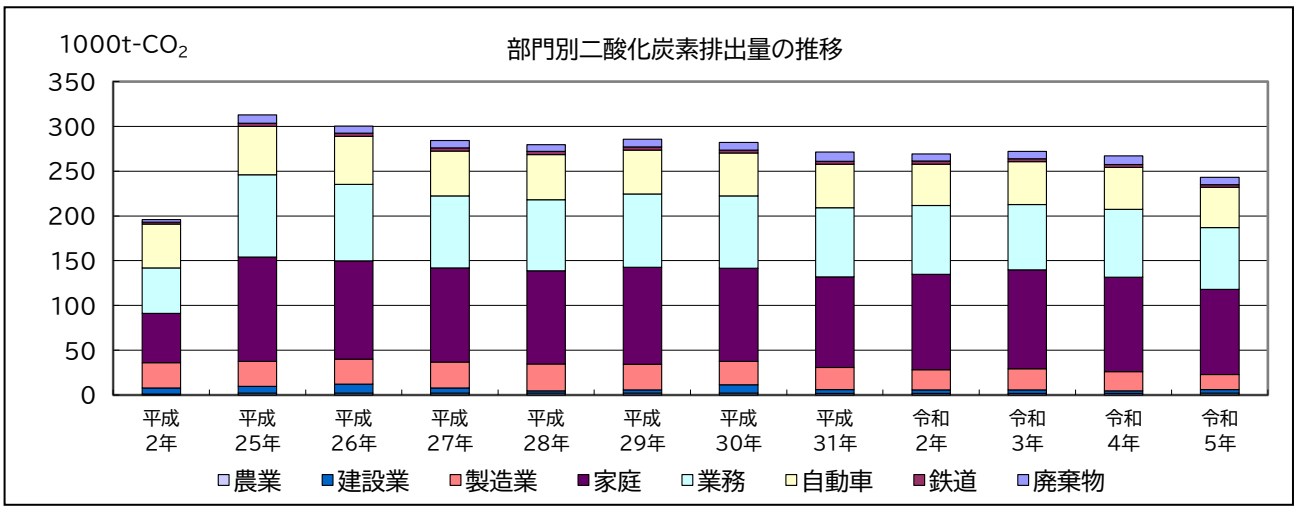

【コメント】 二酸化炭素排出部門別では、家庭部門が一番多くを占めています。

【気候変動対策】

2015年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択されたパリ協定は、2020年以降の気候変動対策に関する法的枠組みです。このパリ協定は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より十分低く保つとともに、1.5℃上昇に抑えることを努力目標としました。

気候変動対策としての温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪の関係であり、従来からの地球温暖化対策推進法による「緩和策」に加え、国や地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化した「適応策」として2018年12月に気候変動適応法が施行されました。

2021年の気候サミットでは、2030年度において、温室効果ガスの2013年度からの 46%削減を目指すことを宣言するとともに、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく決意を表明しました

日本でもすでに顕在化している異常気象や生態系などへの気候変動の影響を最小化・回避するための具体的な諸政策や高温化でも品質が落ちにくい農作物の開発や災害に強いインフラ整備等を通して、その分野は多岐に及んでおり、地域での気候変動に対する適応の強化が一層求められています。

● 稲城市における家庭部門の1世帯当たり二酸化炭素排出量

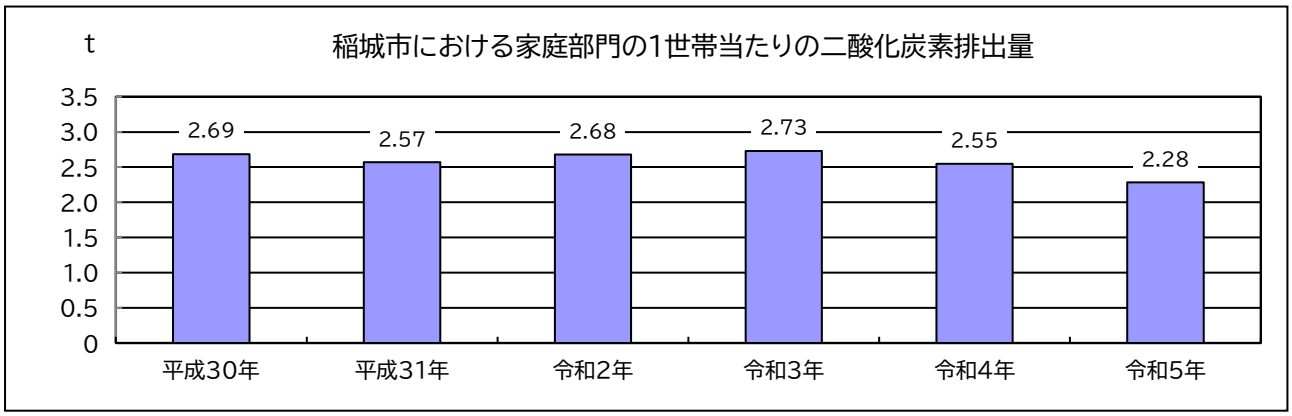

【コメント】 二酸化炭素排出量は上下しながら減少傾向で推移していますが、目標の達成に向けて引き続き、家庭における一人ひとりの温暖化防止に向けた取り組みの推進が必要です。「都における家庭部門の電気使用量の機器別割合」では、家庭の電気使用量は照明、冷蔵庫、エアコン、テレビで約6割を占めます。具体的な取り組みとしては、冬場の室温は20℃、夏場は28℃を目安にする、LED 照明設備に買い換えるなどの省エネ対策を行うことや、太陽光発電設備、蓄電池等の設置による創エネ対策を行うことで温暖化防止につながります。

第7節　ごみ・リサイクルについて

ごみ量

第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：令和6年度～令和15年度）では、一人一日当たりのごみ排出量（可燃ごみ・不燃ごみ）350g以下を目指しています。

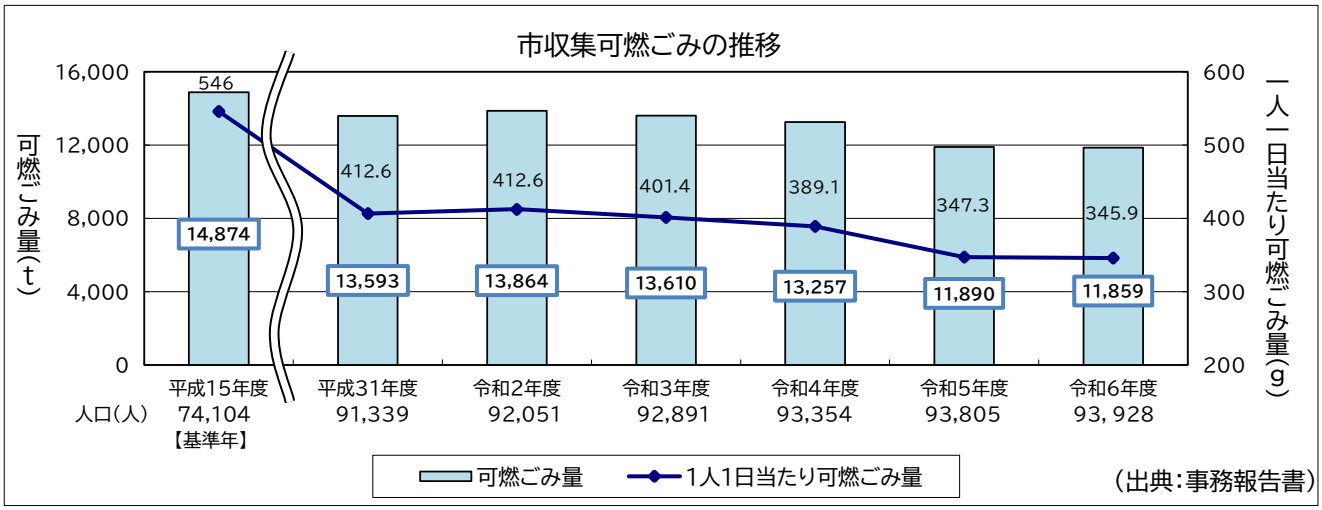

（出典：事務報告書）

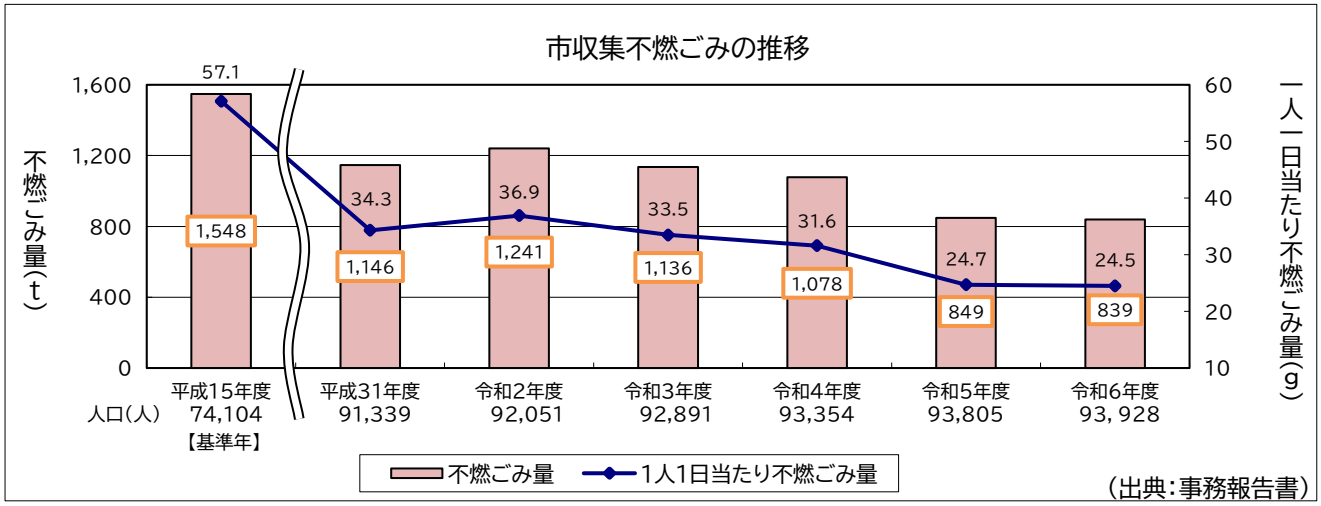

（出典：事務報告書）

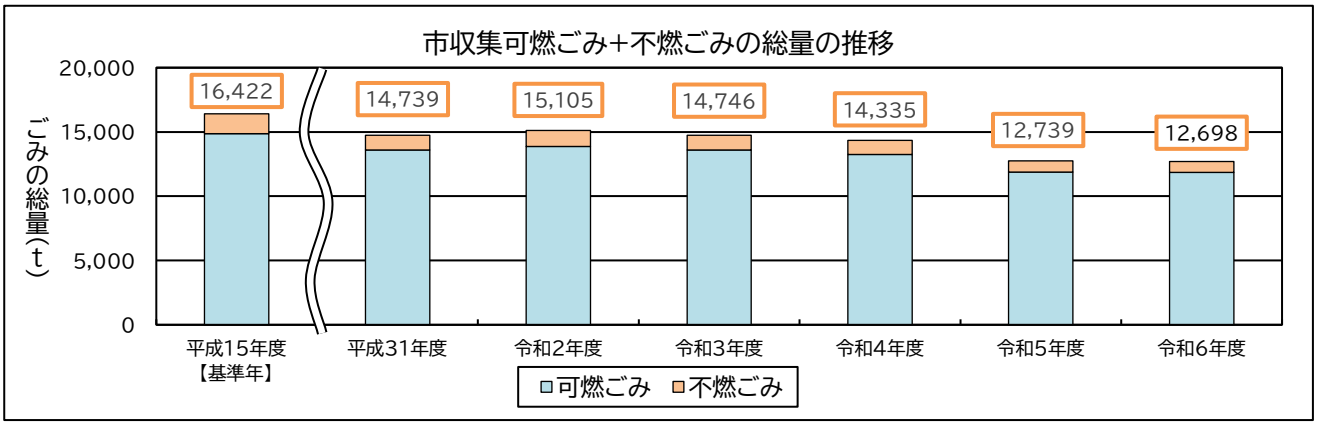

【コメント】 ごみの有料化（平成16年10月）以降、一人当たりの可燃ごみ・不燃ごみ量は減少傾向にあり、市民意識の向上が伺えます。令和5年度よりプラスチックごみとガラス類・陶磁器類の収集が始まった影響もあり、令和5年度以降はさらに減少傾向にあります。

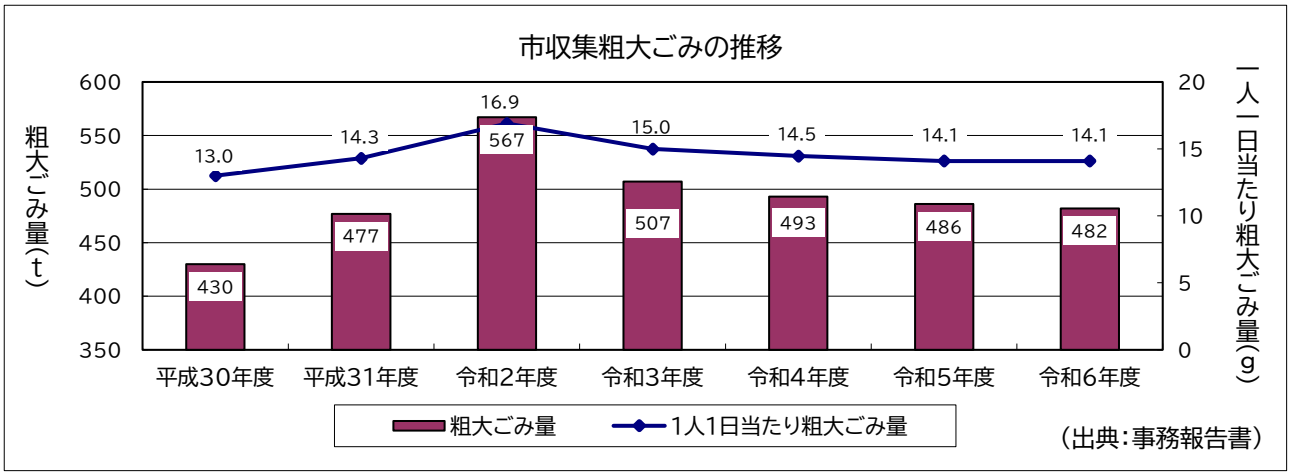

【コメント】 粗大ごみ量及び収集点数は増加傾向にありました。令和3年度以降については、人口の増加もありますが、減少傾向にあります。

● 粗大ごみ収集内訳

(単位:点)

年度	電気・ガス類	家具・寝具類	遊具類	自転車	その他	合計
平成31年度	16,938	32,705	6,067	2,109	16,320	74,139
令和2年度	16,817	38,794	6,018	2,031	17,042	80,702
令和3年度	14,149	36,703	5,584	1,655	14,971	73,062
令和4年度	12,757	35,600	5,398	1,504	13,829	69,088
令和5年度	12,111	34,982	5,914	1,473	14,043	68,523
令和6年度	11,862	33,661	5,965	1,511	14,018	67,017

(出典:事務報告書)

● 資源物の収集量(市収集)

(単位:t)

種類	平成15年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
雑がみ	1,436	2,100	2,120	2,124	2,132	2,035
古布	183	316	357	380	375	365
缶(スチール)	124	78	74	72	68	65
缶(アルミ)	122	152	156	151	145	147
びん	523	646	628	612	587	568
ペットボトル	168	345	357	361	376	381
牛乳パック	3	1	1	1	1	1
発泡トレイ	1	7	7	6	5	5
金属物	21	36	37	36	37	34
剪定枝	–	2	1	1	3	4
小型電子機器	–	16	11	10	10	11
プラスチック	–	–	–	–	851	935
ガラス・陶磁器類	–	–	–	–	71	64
合計	2,581	3,699	3,749	3,754	4,661	4,615

(出典:事務報告書)

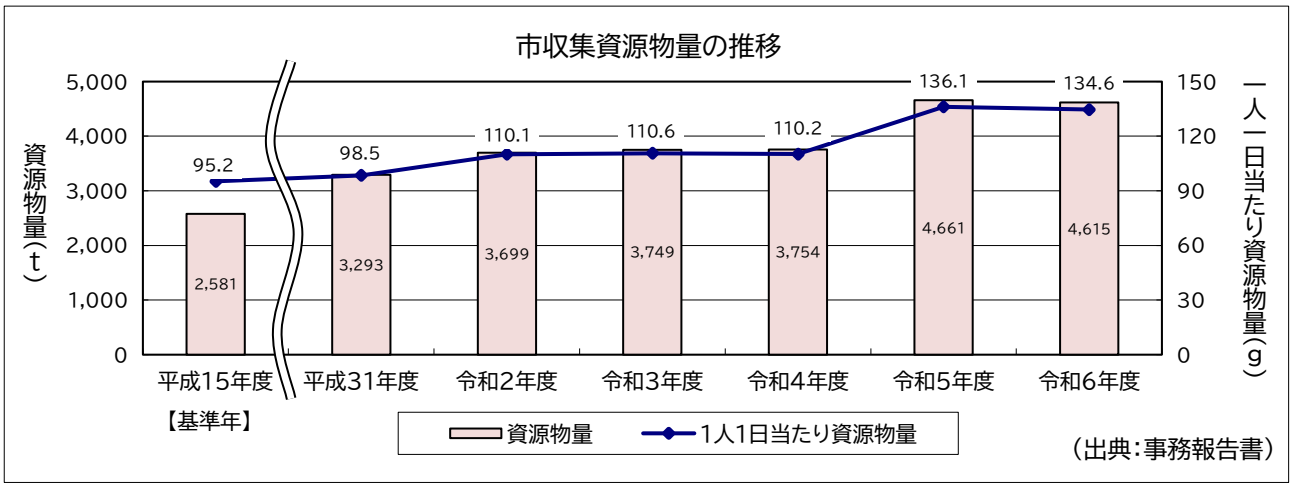

【コメント】 市が収集する資源物量は、近年横ばい傾向となっていましたが、令和5年度からプラスチックとガラス・陶磁器類の収集を開始したことにより、資源物量は増加傾向にあります。

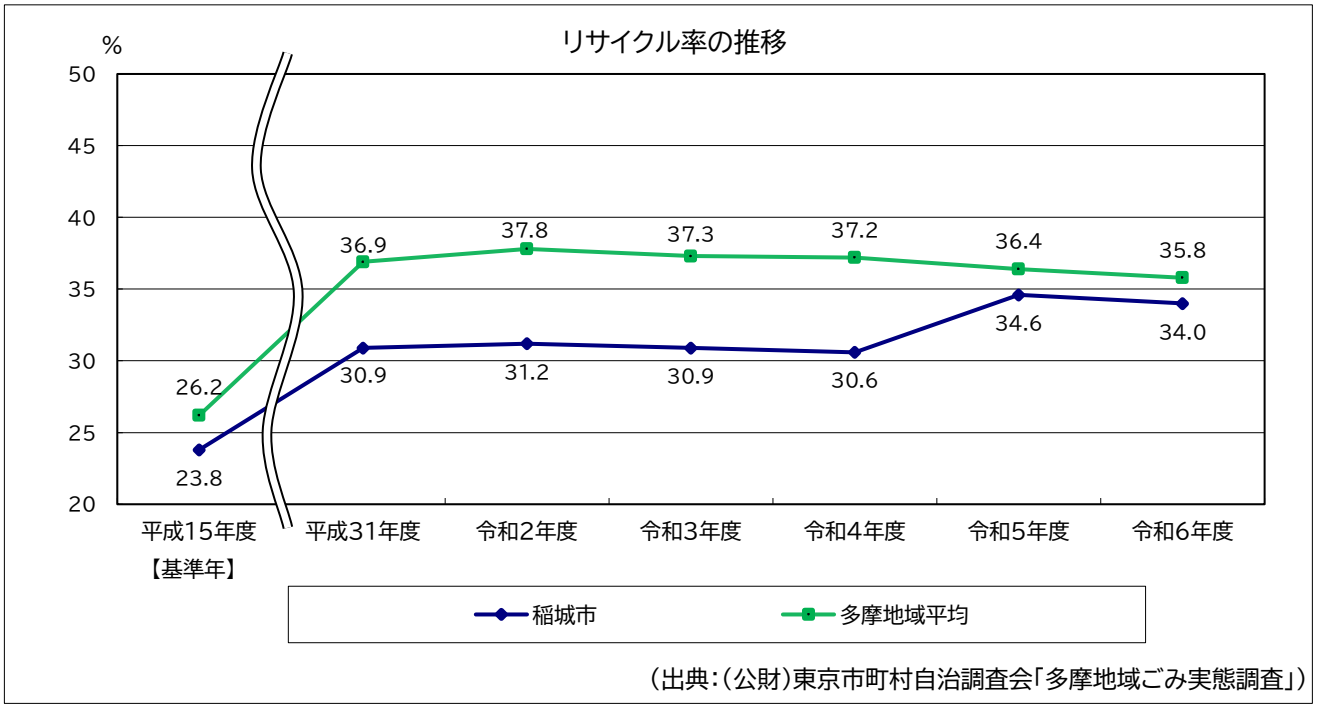

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源物収集からの資源化量} + \text{集団回収量} + \text{収集後資源化量}}{\text{市収集量} + \text{持込量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

【コメント】 令和5年4月よりスタートいたしましたプラスチックごみについては、令和6年度は935t/年、ガラス・陶磁器類につきましては64t/年、合計999t/年もリサイクルすることができ、その結果34．0%のリサイクル率となりました。

● 多摩川衛生組合へのごみの搬入量とエコセメント原料化量

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	搬入量	ｴｺｾﾒﾝﾄ原料化量	搬入量	ｴｺｾﾒﾝﾄ原料化量	搬入量	ｴｺｾﾒﾝﾄ原料化量	搬入量	ｴｺｾﾒﾝﾄ原料化量	搬入量	ｴｺｾﾒﾝﾄ原料化量
稲城市	15,672	2,158	15,253	2,135	14,828	2,018	13,225	1,876	13,180	1,824
府中市	30,219	4,916	29,763	4,978	33,972	4,647	27,903	4,560	27,694	4,419
国立市	10,159	1,624	9,999	1,589	11,074	1,505	9,300	1,513	9,183	1,448
狛江市	13,637	1,684	13,260	1,667	12,634	1,568	11,609	1,472	11,301	1,402
合計	69,687	10,382	68,275	10,369	72,508	9,738	62,037	9,421	61,358	9,093

（出典：（公財）東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」）

【コメント】 稲城市と狛江市は、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを、府中市と国立市は可燃ごみを多摩川衛生組合に搬入しています。

多摩川衛生組合に搬入された可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみのうち、鉄やアルミニウムなどリサイクルできるものを除き、中間処理後に焼却灰の一部をスラグ化し、道路資材などとしてリサイクルしていましたが、需要が減少したことなどもあり、平成28年7月から溶融施設の稼動を休止し、同年8月より焼却灰はエコセメント化施設にてすべてエコセメントにリサイクルしています。

● 稲城っ子の使用量

資源物として収集された古紙類は、里帰りトイレットペーパー「稲城っ子」として、再生・販売されています。

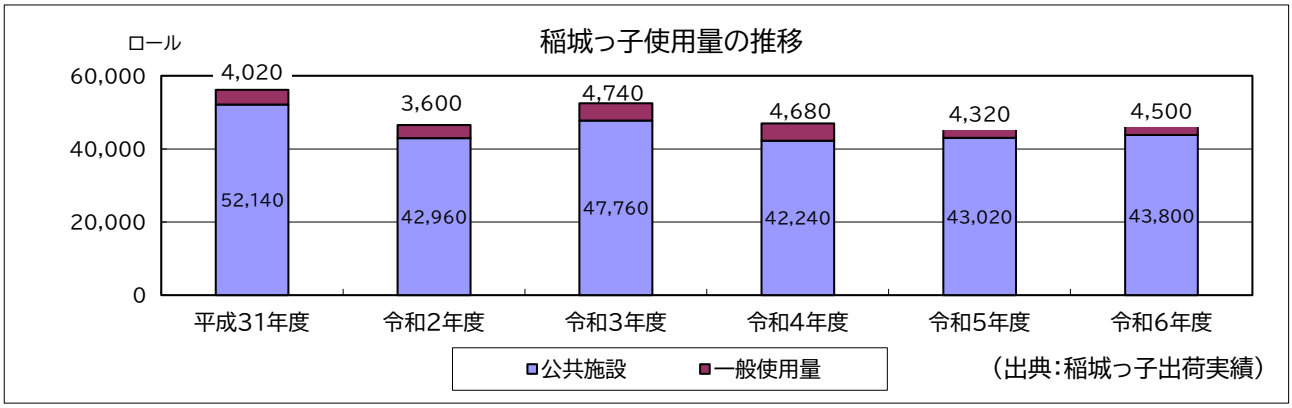

【コメント】 公共施設を中心に利用を促進しています。

第3章　環境保全への取り組み

第1節　稲城市の環境に関する補助・登録制度・事業

● 生垣造成補助

▽　補助対象：次のすべてに該当する方

①　新たに生垣を設置する場合（既存のブロック塀などを撤去して生垣にする場合を含む）。

②　生垣用樹木の高さが概ね80cm以上であること。

③　生垣の総延長が3m以上であること。

④　道路に面し、原則として道路幅員が4m以上確保できること。

▽　補助金額

①　生垣の設置（新設）　1m当たり8千円

②　既存ブロック塀などの撤去　1m当たり5千円

▽　実績

年度	生垣設置			ブロック塀撤去			合計金額（円）
	件数	延長（m）	金額（円）	件数	延長（m）	金額（円）	
平成31年度	2	32	256,000	5	52.4	262,000	518,000
令和2年度	2	20	153,100	8	116.3	581,500	734,600
令和3年度	2	21.3	170,400	1	10	50,000	220,400
令和4年度	1	11	88,000	2	15	75,000	163,000
令和5年度	0	-	-	3	22.89	114,450	114,450
令和6年度	1	11	56,500	4	52.8	264,000	320,500

（出典：事務報告書他）

【コメント】 平成30年度より、ブロック塀などの撤去のみについても補助対象となっています。

● 生ごみ処理容器購入補助

従来の生ごみを堆肥化するコンポスターに加え、平成16年度から生ごみ消滅型のくうたくんを、平成17年度からは電動生ごみ処理機を購入補助の対象としました。

▽　補助金額：購入金額の2分の1以内の額（下記は補助上限額）

種別	生ごみ堆肥化容器・生ごみ減容器など		電動式生ごみ処理容器
	（容量190L 未満）	（容量190L 以上）	
助成上限額（1基）	3,000円	6,000円	10,000円

▽　補助基数実績

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
コンポスター	17基	17基	28基	28基	37基
くうたくん	6基	5基	2基	0基	0基
電動生ごみ処理機	44基	37基	32基	45基	47基

（出典：事務報告書）

● 資源ごみ集団回収補助

自治会などの登録を行った地域団体が、古紙などの資源物を自主的に回収し、回収量に応じた補助金を受け取る制度です。活動収益は地域に還元されますのでぜひご利用ください。

▽ 対象団体 ： 次に掲げる要件を備え市に登録を行った団体とする。

① 資源ごみ集団回収事業を自らの手で実施していること。

② 団体の規模は、概ね20世帯以上であること。

③ 回収は原則として年1回以上であること。

④ 営利を目的としない団体であること。

⑤ 各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた団体であること。

▽ 補助対象品目

回収資源ごみ：古紙（新聞紙、雑誌、ダンボール等）、古布、スチール缶、アルミ缶、びん類、食用廃油、その他有価物

▽ 補助金額

回収実績1kg 当たり 9 円（アルミ缶・食用廃油については、1kg・1ℓ当たり6円）

▽ 実績

① 登録団体

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体数	73団体	72団体	69団体	63団体	60 団体

② 回収量（単位：t） ※小数点以下の処理により、各項目の合計と「総収集量計」は必ずしも一致はしません。

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新聞紙	430	416	376	336	301
雑がみ	539	463	438	442	422
ダンボール	327	310	289	290	274
牛乳パック	7	7	6	6	5
古布	60	45	55	59	59
アルミ	22	21	19	18	18
スチール	7	5	5	4	4
びん	1	1	1	1	1
食用廃油	1	1	1	1	1
総収集量 計	1,394	1,269	1,190	1,157	1,085

（出典：事務報告書）

● 稲城市カーボンニュートラル住宅設備等補助金制度

▽ 補助対象者

市内の住宅に補助対象機器を設置した、又は設置した新築住宅を購入した個人。

▽ 補助金額：機器ごとに異なる。

▽　実績

補助対象機器	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
太陽光発電設備	23件	26件	59件	57 件
エネファーム	93件	82件	10件	4 件
蓄電池	27件	27件	139件	84 件
HEMS	13件	補助終了	補助終了	補助終了
木質ペレットストーブ	0件	1件	0件	0件
燃料電池自動車	0件	0件	0件	1 件
ビークル・トゥ・ホームシステム	0件	0件	3件	2 件
既設窓・ドアの断熱改修	10件	4件	24件	25 件
合計	166件	140件	235件	173 件

（出典：事務報告書）

【コメント】平成25年度より開始された補助制度です。

● 稲城市公共施設アダプト制度

市民の皆さんが道路・水路・公園・緑地等の公共施設を、義務的活動ではなく自らの活動と責任で公共施設を市と協働で管理していただく制度です。

▽　協働管理者になれる方

市内在住・在勤・在学（小学生以上）の個人または団体

※ただし、公共の利益に反し、または反する恐れのある団体、政治活動を目的とする団体等は参加できません。

▽　活動内容

（1）公共施設の緑化・美化・清掃に関すること
（2）公共施設に対する保全意識の啓発に関すること
（3）公共施設の破損等の通報、改善提案および実施などに関すること
（4）その他、公共施設の管理に関すること

▽　活動に対する支援内容

（1）緑化、美化または清掃活動を行うに当たり必要な資材の支給または貸与
（2）腕章の貸与　など

▽　申し込みの手順

参加者の募集（随時）→参加問い合わせ・相談申し込み→参加者協議・合意書取り交わし→参加団体活動報告（年1回）

▽　登録状況

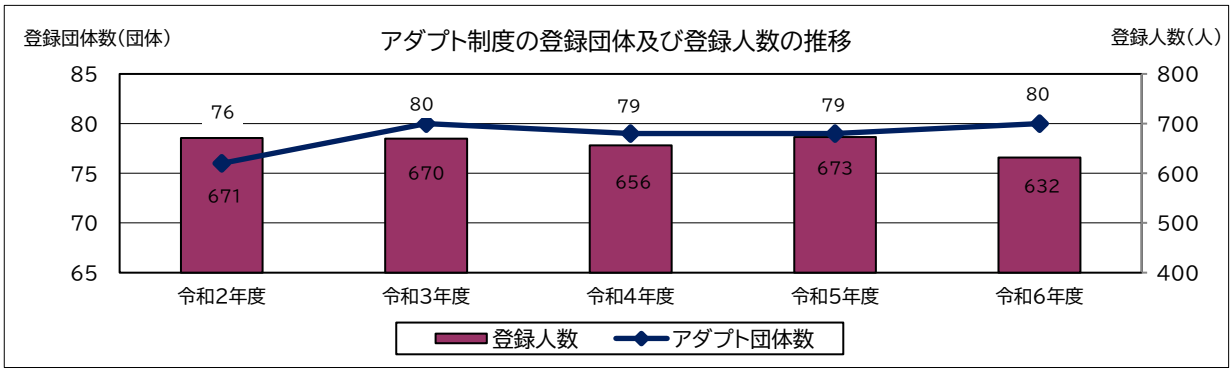

（出典：事務報告書）

● iバス運行事業

iバスは、平成14年4月30日から運行を開始し、市立病院・市役所・総合体育館などの公共施設や駅を結ぶ皆さんの日常の足として利用されています。

▽ 運行者　小田急バス株式会社　※市からの補助金を受けて運行

▽ 運行日　毎日運行

※土日・祝日、年末年始（12月30日から1月3日）は便数を減らして運行

▽ 運行時間　午前6時40分から午後10時31分

■令和4年4月1日から令和7年3月31日までの路線利用人数　（単位：人）

	合計	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
令和4年度	459,188	147,896	170,749	105,090	18,867	16,586
令和5年度	493,594	158,646	182,992	113,062	20,336	18,558
令和6年度	526,222	173,335	197,442	126,452	15,012	13,981

※Aコース（右回り）：平尾団地～稲城市立病院　循環
Bコース（左回り）：平尾団地～稲城市立病院　循環
Cコース（往復）：平尾団地～南多摩駅　往復
Dコース（梨）：南多摩駅～よみうりランド方面～南多摩駅
Eコース（ぶどう）：南多摩駅～よみうりランド方面～南多摩駅

（出典：事務報告書）

● 電気自動車充電設備の整備

Terra Charge 株式会社と令和6年5月13日に「電気自動車充電設備の整備の推進に関する連携協定」を締結しました。市が市役所や公園など市内公共施設8箇所の設置場所を提供し、Terra Charge 株式会社が電気自動車用急速充電設備の設置と運営を行っていきます。

設置場所	設備規格	設置台数
稲城市役所第一駐車場	急速充電器 150kW	1台
稲城市役所第三駐車場	急速充電器 150kW	1台
城山公園中央図書館駐車場	急速充電器 150kW	1台
稲城中央公園総合体育館西駐車場	急速充電器 150kW	1台
第二文化センター	急速充電器 150kW	1台
城山文化センター	急速充電器 150kW	1台
複合施設ふれんど平尾	急速充電器 150kW	1台
公営稲城・府中メモリアルパーク	急速充電器 150kW	1台

● 違反広告物撤去協力員制度

東京都の屋外広告物条例に基づく違反広告物について、市民公募により市長が委嘱を行い、撤去活動を実施できる「稲城市違反広告物撤去協力員制度」を平成18年に創設しました。

令和6年度は19名の撤去協力員による活動と市の協働により、8枚の違反広告物撤去が行われました。一時期をピークに違反広告物の掲出は減っていますが、今後も稲城の街が一層きれいな街になるよう、一人でも多くの方の撤去協力員参加をお待ちしています。

（出典：事務報告書）

第2節　保全活動

● 環境ポスター募集

年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和6年度
応募数	未就学児	－	0人	1人	2人	0人
	小学生	－	323人	283人	178人	276人
	中学生	－	2人	12人	0人	30人
	一般	－	0人	1人	16人	6人
	合計	－	325人	297人	196人	312人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から募集を中止しました。　（出典：事務報告書）

【コメント】最優秀作品はごみ・リサイクルカレンダーへ掲載し、優秀作品は、中央公民館と城山体験学習館のポスター展において作品の展示を行いました。また、ラミネート加工を施して啓発看板として活用を行っています。

● 環境美化活動

件名	実施日	参加人数
第45回多摩川清掃	令和6年4月7日(日)	中止
第50回環境美化市民運動	令和6年6月30日(日)	5,338人
第15回三沢川清掃	令和7年3月2日(日)	439人
稲城市まちをきれいにする市民条例による実践行動	令和7年2月2日(日)	中止

（出典：事務報告書）

● 路上等喫煙対策

「稲城市路上等喫煙の制限に関する条例」の規定により、令和2年度から過料の適用が開始され、同時に市民との連携を強めるため、条例サポーター制度を導入しました。また、東京都受動喫煙防止条例により、屋内での喫煙が禁止になったことから、より一層の周知・啓発にあたりました。

稲城市路上等喫煙の制限に関する条例
（平成30年4月1日施行）

目的

路上等喫煙の規制
①受動喫煙の防止
②周囲の人に対する危険
　及び迷惑の防止
③吸い殻のポイ捨ての防止

内容

路上等喫煙禁止区域
⇒路上等喫煙の禁止
市内各駅の半径300以内の市道や公園などのほか、若葉台駅周辺の市道を禁止区域に指定。
※指導員による指導・啓発を行っています。
※令和2年4月1日より2千円の過料規定適用開始

禁止区域外の市内全域
⇒歩行喫煙および周囲に人がいる状況での路上等喫煙の自粛

条例サポーター

路上等喫煙防止指導員

啓発物の設置

● 緑のカーテン普及事業

窓際に展開することで、夏の熱い日差しを遮り室内の温度上昇を抑制し、蒸散作用（葉焼けを避けるために植物が葉の水分を蒸発させる気化熱により、葉及び周囲を冷却する作用）により、周囲を冷却する緑のカーテンの普及を図る事業で、平成19年度より実施しています。

令和6年度は、環境月間の6月に、1階総合案内で、ゴーヤやアサガオなどの種を配布しました。また小中学校の取り組みとして、全小中学校でゴーヤとアサガオの種を撒いて育てました。

※ 本事業は、みどり東京・温暖化防止プロジェクトの一環です。

【コメント】

緑のカーテンの周知・啓発を図ることで、更なる普及・拡大が期待されます。写真はアサガオで実施した様子です。他にもゴーヤやヘチマ、キュウリなど様々なツル性植物で実践可能です。

● 環境学習講座

カーボンニュートラルや生物多様性をテーマにした、市民向けの講座を不定期で開催しています。講義だけではなく、環境以外の様々な分野と組み合わせることで、参加者が楽しく体験しながら環境問題を学べるように工夫しています。

令和6年度は、「東京電力施設見学会」や「セミの羽化の観察会」などを実施しました。

また、市民や学校などから要望があれば、テーマに合わせた出張講座も行っています。

▲環境学習講座の様子

● 環境イベントの開催

名称	実施日 （令和6年度）	テーマ・内容	参加人数等
環境パネル展	令和6年 6月3日（月） ～6月7日（金）	環境月間にあわせて市役所1階ロビーにおいて、環境に関するパネル展を実施	－
稲城市まちをきれいにする市民条例による実践行動	令和7年 2月2日（日）	大丸地区を対象に、ポイ捨てごみの清掃、環境パトロール車での広報活動	－ ※悪天候により中止

第3節　庁内での取り組み

● 第三次稲城市職員エコ・アクションプラン実績

平成25年3月「第二次稲城市職員エコ・アクションプラン」を策定し、温室効果ガスを削減するために平成23年度を基準にした令和4年度までの削減目標を定めていましたが、平成28年5月に国の地球温暖化対策計画の策定を受け、「第三次稲城市職員エコ・アクションプラン」では、平成25年度を基準にして令和12年度までの削減目標としました。対象は、市のすべての組織で、本庁・出先機関を合わせたエネルギー使用量とCO_2排出量の数値は以下の通りです。

なお、市で取組んだ省エネ・節電の具体的な実践内容は P.47・48をご参照ください。

＜省エネルギーの推進＞

項目	単位	平成25年度（2013 年度）基準年	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	増減率 対平成25年度比	令和12年度（2030年度）削減目標 対平成25年度比
電気使用量	kWh	13,415,109	14,141,772	13,853,029	13,451,506	0.3%増	61%減
灯油使用量	ℓ	25,260	16,055	12,872	13,364	47.1%減	50%減
LPG 使用量	m³	8,245	2,967	2,668	2,309	72%減	70%減
都市ガス使用量	m³	802,925	1,054,932	913,873	999,160	24.4%増	4%減
ガソリン使用量	ℓ	45,555	34,613	33,835	34,970	23.2%減	50%減
軽油使用量	ℓ	7,627	8,604	6,895	8,931	17.1%増	40%減
自動車の走行	km	328,445	246,288	235,329	238,347	27.4%減	平均 53.3%減※
HFC 封入カーエアコン搭載車保有台数	台・年	75	73	73	72	1.4%減	11%減
二酸化炭素排出量	t-CO_2	9,346.86	8,970.45	8,281.26	7,686.55	17.8%減	51.1%減

※自動車の走行について、表中で平均している削減目標の内訳は以下のとおりです。
ガソリン使用車　普通・小型乗用車：70%　軽乗用車：90%　普通貨物車：30%　小型貨物車：50%　軽貨物車：50%
軽油使用車　　普通貨物車：30%

【コメント】令和6年度の CO_2 排出量は、平成25年度に比べて減少しています。なお電気、都市ガス、軽油の使用量が平成 25 年度に比べて増加していますが、電気と都市ガスは年間の寒暖差が激しかったことによる空調設備使用の増加が要因となっています。また軽油は、各種災害による、消防車両の出場件数が増加したことが要因となっています。

＜省資源化の推進＞

項目	単位	平成25年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減率（対前年度比）
水道使用量	m³	249,277	173,932	192,924	179,445	7%減
用紙購入量	枚	21,547,865	22,435,905	19,511,126	12,785,571	34.5%減

【コメント】令和6年度の用紙購入量については、電子申請等の利用により使用量が減少したことが、新たに購入する量の削減につながりました。

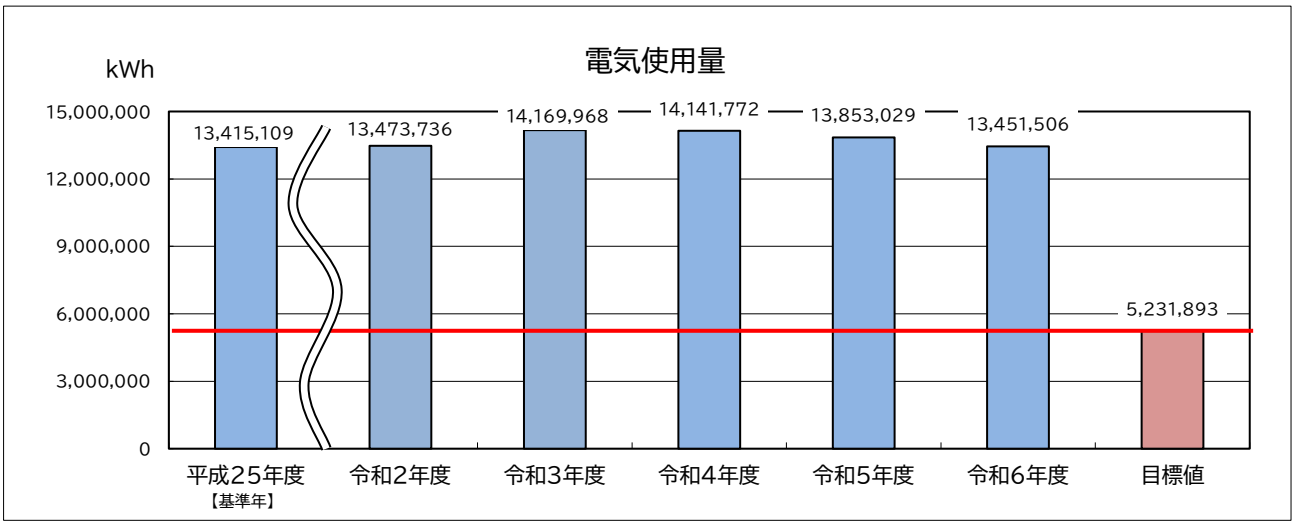

【コメント】 令和6年度は、前年度に比べて減少しています。

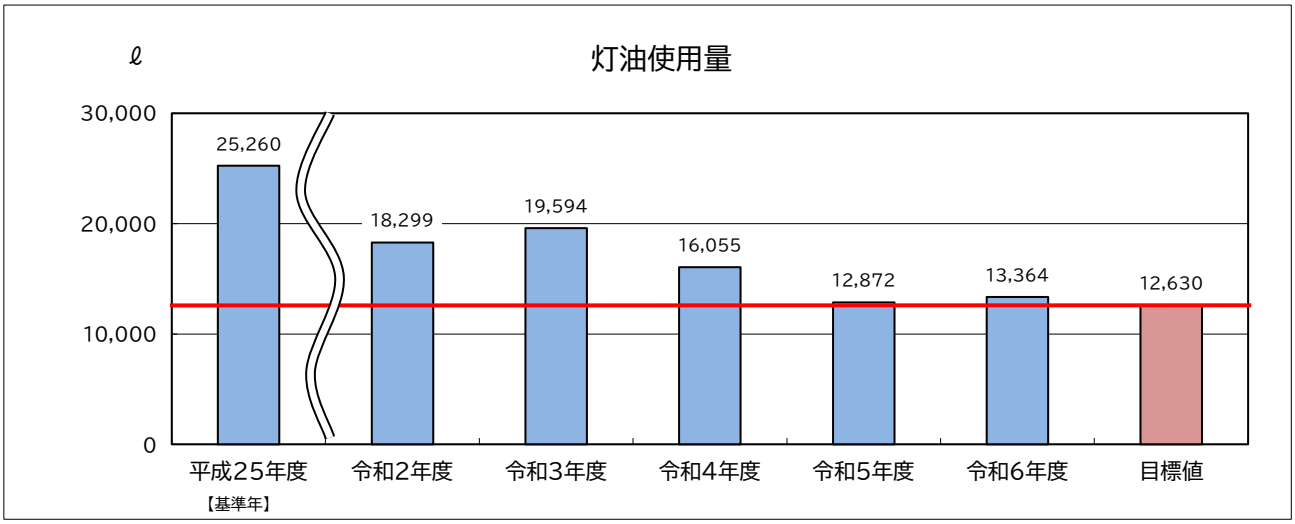

【コメント】 令和6年度は、前年度に比べて増加しています。

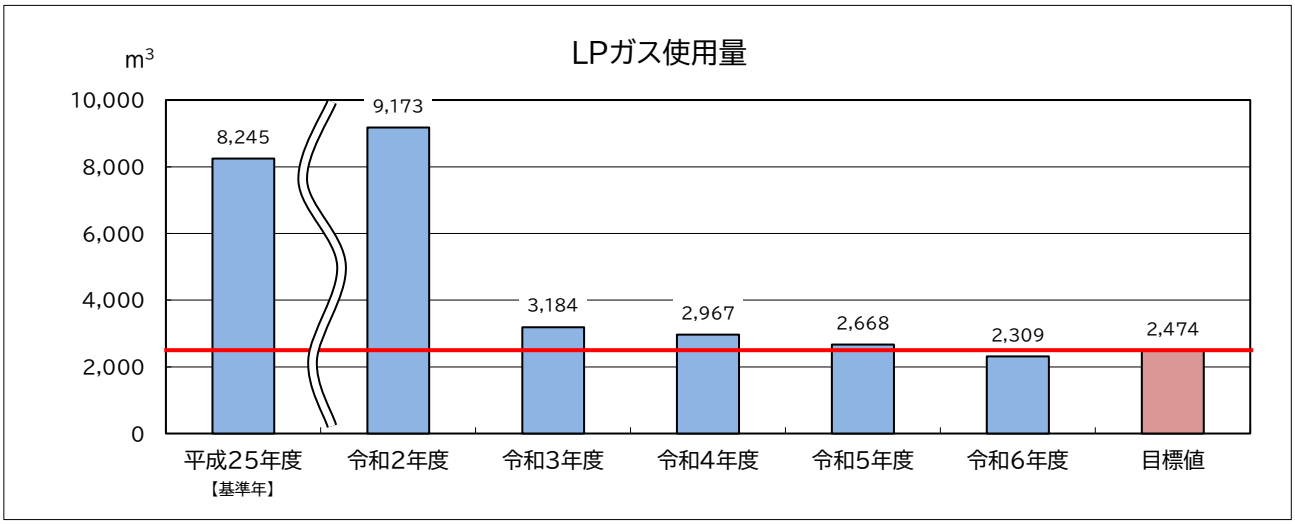

【コメント】 令和6年度は、前年度に比べて減少しています。

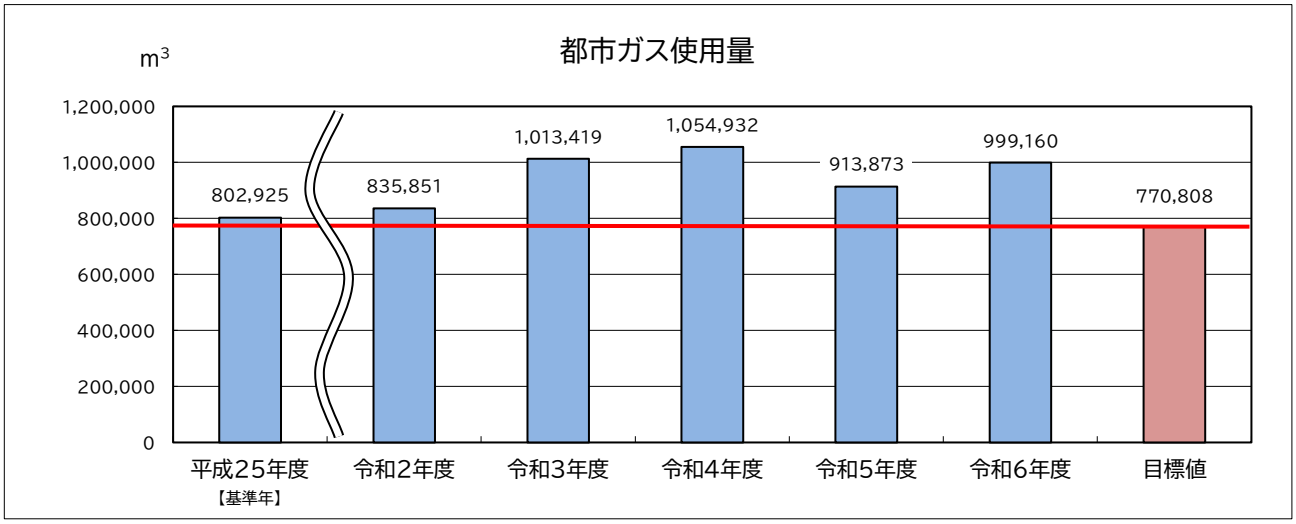

【コメント】 令和6年度は、前年度に比べて増加しています。

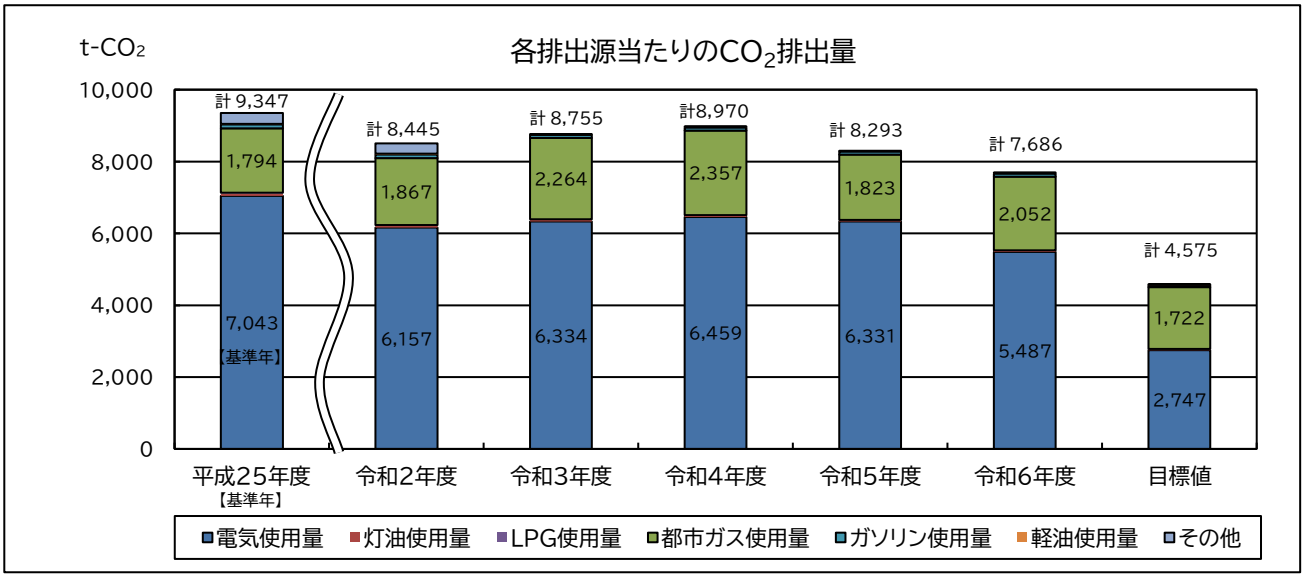

※その他:重油や HFC カーエアコン使用量及び自動車走行量による二酸化炭素排出量

【コメント】 電気使用量と都市ガスの使用量が二酸化炭素排出量の大半を占めています。

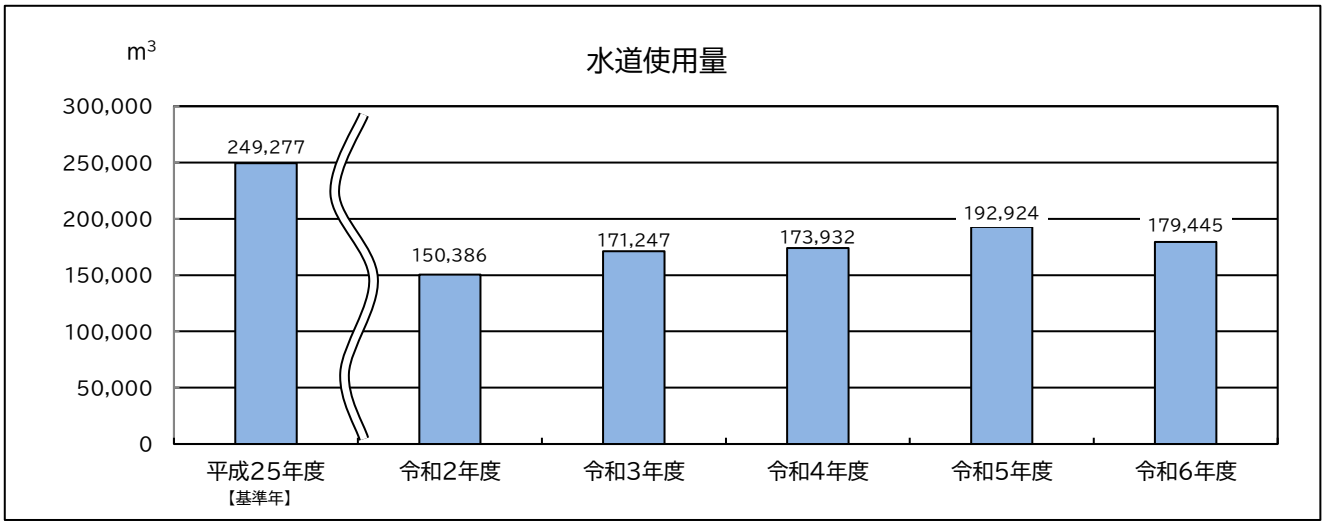

【コメント】 令和6年度は、前年度に比べて減少しています。

● 次世代自動車の導入

市は公用車の購入の際には、電気自動車、ハイブリッド車等の次世代自動車を率先して導入しています。市の公用車の内訳は、73台中、低排出ガス認定車が39台、ハイブリッド車6台、電気自動車が11台となっています。

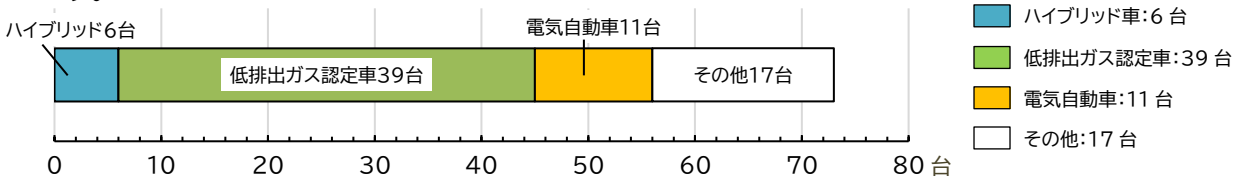

● 省エネルギー・節電対策

市では、事務・事業から排出される温室効果ガスを削減するため、「第三次稲城市職員エコ・アクションプラン」の行動計画などに基づき、各種省エネルギー施策を実践しています。

▽施策の抜粋

・廃棄物の分別回収、再使用・再利用、リサイクルの徹底。
・庁内の会議ではタブレットを活用したオンライン資料を推進。
・パソコン、コピー、ファクシミリ等の OA 機器は未使用時、昼休み等には電源をオフにする。
・新しく機器を設置、または更新する際は、省エネルギー型の機器を選択。
・出張は原則として公用車ではなく公共交通機関を利用。

▽節電等の対策(抜粋)

・クールビズを、5/1～10/31に実施。
・不使用箇所の照明は原則消灯を実施。また、晴天時は窓側照明の原則消灯を実施。

● 再生可能エネルギー機器(太陽光)の設置

＜市の所有物として設置したもの＞

施設名	定格出力	設置年度	使途
稲城第七小学校	10kW	平成24年度	施設電力
オーエンス健康プラザ及び健診・外来棟	20kW	平成24年度	
ふれんど平尾	10kW	平成24年度	
第二文化センター	10kW	平成25年度	
稲城第一小学校	10kW	平成26年度	
南山小学校	10kW	平成26年度	
稲城長峰ヴェルディフィールド管理棟	10kW	平成27年度	
稲城第一中学校	10kW	平成27年度	
稲城消防団第二分団	5kW	平成27年度	
稲城第二小学校	10kW	平成28年度	
上平尾消防出張所	10kW	平成28年度	
稲城第三中学校	10kW	平成30年度	
学校給食共同調理場第一調理場	10kW	令和　2年度	

【コメント】稲城中央公園や若葉台公園などの一部公園照明にも太陽光発電が活用されています。

＜PPAによる稲城市公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池導入＞

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み及び市の防災レジリエンス強化を目的として、TNクロス株式会社と令和5年6月30日に「PPA※による稲城市公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池導入事業に係る協定」を締結しました。市が設置場所を提供し、TNクロス株式会社が太陽光発電設備・蓄電池の設置、維持管理等を行います。また発電した電気は、市が施設電力として使用し、料金をTNクロス株式会社へ支払います。なお施設で使い切れない電力は TN クロス株式会社が売電します。

市庁舎や小中学校などの候補施設について、現地調査等を順次進め、設置可能と判断された全施設について、令和5年度から順次設置しています。

※PPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）とは、第三者が所有する発電設備により発電した電力を、契約者が自家消費し、電気料金として支払う方式です。施設で使い切れない電力は、発電設備を所有する第三者が売電します。

（令和7年3月31日時点）

施設名	定格出力	使途	設置年度	状況
ふれんど平尾	23.04kW	施設電力	令和5年度	令和6年7月運転開始
稲城第三中学校	66.24kW	施設電力・余剰売電	令和5年度	系統連系待機
稲城第四小学校	66.24kW	施設電力・余剰売電	令和5年度	系統連系待機
中央図書館	23.04kW	施設電力	令和5年度	系統連系待機
稲城第一小学校	61.61kW	施設電力・余剰売電	令和6年度	系統連系待機
稲城第七小学校	61.61kW	施設電力・余剰売電	令和6年度	系統連系待機
稲城第一中学校	35.35kW	施設電力・余剰売電	令和6年度	系統連系待機
第四文化センター	24.24kW	施設電力	令和6年度	系統連系待機

【コメント】設置が完了したものを掲載しています。設置後、一般送配電事業者（東京電力）への系統連系（発電設備を送配電網に接続すること）が必要であるため、発電開始まで時間を要します。

＜再生可能エネルギー機器の年間発電電力量とCO_2削減量の推計＞

市の所有物として設置した設備とPPAで設置した設備を合計した年間発電電力量と、CO_2削減量の推計を、経年劣化を含まず算出すると次のとおりです。

年間発電電力量：158,040 kWh

CO_2削減量：64.480 t-CO_2

※太陽光発電設備の 1kW 当たり年間発電電力量は 1,000kWh を想定しています。

※この二酸化炭素削減量の排出係数（t-CO_2／kWh）は、令和5年度東京電力㈱の数値（0.000408）を使用しています。

● 雨水の有効利用

地域振興プラザや学校施設の一部などで、トイレ等の雑用水用として、またオーエンス健康プラザで屋上の植物の散水用として雨水が利用されています。

● ごみ焼却熱の有効利用

クリーンセンター多摩川のごみ焼却によって得られた熱エネルギーは、サーマルリカバリーされ、焼却施設の電力利用をまかなっているほか、温水熱として市立病院やオーエンス健康プラザへの供給や、電力供給会社への売電も行われています。

● 稲城市生涯学習宅配便講座

生涯学習のための、幅広い分野の講座が開設されており、下記のような環境関連の講座があります。

申し込みができるのは原則として、市内在住・在勤・在学の10人以上のグループ・団体などです（宅配便講座受講のために一時的に結成されたグループ・団体も含みます）。

会場の手配・確保は、講座を申し込んだグループ・団体でご準備ください。なお、会場は、市内の公共施設・学校・自治会館・自宅などの市内に限らせていただきます。

費用は、講師派遣に関しては無料です。ただし、講座によっては、材料費・資料代などが必要な場合もあります。

▽令和6年度講座の抜粋

職員講師編　＜まちづくり計画課、まちづくり再生課、区画整理課、緑と環境課、生活環境課、下水道課＞	
稲城市のまちづくり	まちづくりに関するテーマを下記より選んでいただき、市民が知りたい内容や聞きたい内容に担当職員がお答えし、現状の課題や今後のまちづくりのあり方等について、広くアピールすると共に、まちづくりに対する関心と意欲を高めるための講座です。 （1）稲城市の概要（都市計画全般） （2）地区計画を活用したまちづくり （3）土地区画整理事業によるまちづくり （4）JR 南武線連続立体交差点事業によるまちづくり （5）多摩ニュータウンのまちづくり （6）水と緑からみるまちづくり（公園・緑地など） （7）下水道事業について （8）住所整理事業について
生物多様性ってなんだろう？	私たちの暮らしを支えてくれている「生態系サービス」や、その維持のために必要な要素である「生物多様性」などについて、「生物多様性いなぎ戦略」を基にご案内いたします。
ごみの出し方や分別の仕方 ～燃えるごみ？燃えないごみ？それともリサイクル？～	稲城市のごみの出し方や分別の仕方、ごみの減量方法などについて、わかりやすくお話しします。
稲城のまちをきれいにする取り組みや公害について	「稲城市まちをきれいにする市民条例（平成12年10月1施行）」や「稲城市路上等喫煙の制限に関する条例（平成30年4月1日施行）など、市民の声に基づいて作成した条例による「まちをきれいにする取り組み」や公害についてお話しします。
企業講師編　＜東京ガス株式会社＞	
燃料電池ってなんだろう？	燃料電池は、水素と酸素から電気と熱を作る、環境にやさしいエネルギーの利用方法です。実験を通じて、エネルギーの有効利用や温暖化防止のために、自分たちにできることは何かを考えます。
はじめよう！エコ・クッキング 「エコ・クッキング」は東京ガスの登録商標です。	エコクッキングとは、環境に配慮した買い物・調理・食事・後片付けを行うことで、エネルギーや水の浪費を防ぎ、フードロスや野菜くずなどのごみの量を減らす取組みです。そのコツを学び、持続可能な社会の実現に取り組みましょう。（調理実習はありません）

第4節　小・中学校の取組

● 持続可能な社会の創り手を育む教育（ESD）

すべての小・中学校で「持続可能な社会の創り手を育む教育（以下、「ESD」という）」を推進しています。ESDでは、小・中学校学習指導要領に示されている「総合的な学習の時間」を中心に、各教科等において教科横断的な学習などで環境学習等を行っています。そして、稲城の豊かな自然といのちのつながりを感じたり、今ある稲城の環境を将来に向けて守ろうとする活動を行ったりと、将来の稲城、ひいては日本を担う人材の育成を行っています。

▽小学校の事例

小学校では、多摩川を題材とした学習を通して、生息する生き物や流域にもたらす恵みについて調べる活動を行っている学校もあります。また、多摩川に関わる地域の人々がどのような苦労や工夫をして多摩川を利用したり、多摩川の環境を守ろうとしたりしてきたかについても学んでいます。

▲多摩川を題材にした学習（小学校）

▽中学校の事例

中学校では、校舎内外や地域の環境整備・美化活動、多摩川の清掃活動を行うことを通して、環境整備への意識を高めている学校もあります。活動の中で集めたものの中から、資源として有効利用できるものは回収業者に引き取りを依頼し、その収益金は、国際貢献についての学習の一環としてユニセフに寄付をしています。

▲環境整備・美化活動（中学校）

● 野沢温泉村宿泊体験学習

野沢温泉村は、ブナの原生林をはじめとする、昔から変わらない自然が村内に数多く残されています。また、冬は村全体が深い雪に覆われ、日本のスキー発祥の地としても知られています。

それらの自然との関わりを大切にし、稲城市立のすべての小・中学校において集団宿泊体験学習を実施しています。

▽小学校の事例

小学校では、第6学年の夏に実施しています。前半の1泊は、山腹にあるキャンプ場にてテント生活を行い、電気やガスなどの設備のない中で、火の大切さ、月明かりの明るさ、風の音などを感じながら過ごします。民宿のお父さんやお母さんにガイドをしていただき、自然と共生する生き物の姿などを観察しながら周辺を散策します。そこでは、ブナ林の大切さや自然を守ることの大切さを学びます。

ゴンドラで山を降りてからの温泉街散策では、野沢温泉村の様々な場所に流れている用水について、山に降った雨や雪が地中にしみ込み、長い年月をかけて地中で自然のろ過が行われ、良質の冷たい水が湧き出ること、その水を使っておいしいお米を作っていることなどを教えていただき、水や森の木々などの自然の大切さについて学んでいきます。

▲小学校の野沢温泉村宿泊体験学習

▽中学校の事例

中学校は、例年第1学年の冬に実施しています。

第1日目には、スノーシュー（西洋かんじき）を履いて、小学校の第6学年の夏に歩いたブナの自然林を歩きます。雪が3メートル以上も積もっているため、夏とは全く違う自然を感じながら自然林を歩きます。雪の中に残るキツネやウサギの足跡やふんを見つけ、厳しい環境の中でも生き物はたくましく生きていることを実感できるプログラムです。

▲中学校の野沢温泉村宿泊体験学習

● 地域美化活動

小・中学校では、稲城市教育週間（毎年11月1日～7日）を中心に、「地域美化活動」を実施しています。学校行事として、または登校時や下校時を活用して道路や植え込みに捨てられているごみ等を、安全に配慮しながら拾い集めています。実施にあたっては、異校種の学校や保護者、地域等と連携し、学校から地域へと地域美化を啓発するようにしています。

▲小学校の地域美化活動

● グリーンカーテンプロジェクト

夏場の節電意識啓発活動の一つとして、すべての市立小中学校で平成23年度からグリーンカーテンプロジェクトに取り組んでいます。ゴーヤやアサガオの種を全校に配布し、各校において、趣向を凝らしたグリーンカーテン作りに取り組んでいます。

また、中学校の生徒会を中心にゴーヤやアサガオの種を稲城駅、若葉台駅で配布し、グリーンカーテンによる温暖化防止に向けた啓発活動を行っています。

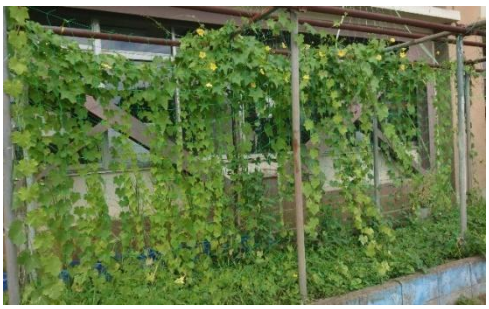

▲グリーンカーテンプロジェクト

● ユネスコスクール

ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念である国際平和と人類共通の福祉の実現を目指すため、平和や国際的な連携を実現する学校です。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをＥＳＤの推進拠点として位置づけています。現在世界１８０か国以上の国・地域で10,000 校以上のユネスコスクールがあります。稲城市内の加盟校数は、令和6年度時点では、全18校中16校が加盟、キャンディデート校として 2 校が加盟しています。

なお、市内のすべての学校でESDを推進しています。

第5節　第三次稲城市環境基本計画　指標達成状況

第三次稲城市環境基本計画（令和5年3月策定）に掲げられている指標項目の達成状況です。

指標項目	目標値（目標年度）	令和６年度結果	担当課
施策の柱１　美しい自然環境の保全と調和			
施策１　里山の保全と調和			
市内のみどり率	令和3年度（54.6%）と同水準を維持（令和13年度）	54.6%（令和3年度実績）	緑と環境課
公共施設アダプト制度の登録団体数	令和3年度（80 団体）より向上（令和14年度）	80 団体	緑と環境課 管理課
施策２ 水辺空間の保全			
湧水の保全	2 回/年（1 箇所）（令和14年度）	2回実施	生活環境課
施策３ 水と緑を活かした公園の整備改修			
市民１人当たりの公園面積	12.2 ㎡/人（令和13年度）	10.97 ㎡/人	緑と環境課
援農ボランティアの人数	50 人（令和12年度）	63 人	経済課
施策４ 生物多様性の保全			
生物多様性に関する情報発信回数	4回/年（令和14年度）	3回	緑と環境課
環境学習講座の満足度	100%（令和14年度）	93%	緑と環境課
施策の柱２ カーボンニュートラルの実現			
施策５ 温室効果ガスの排出抑制の推進			
稲城市全域から排出される温室効果ガス排出量<基準年度からの削減割合>	177 千 t-CO_2<46%減>（令和12年度）	290 千 t-CO_2<11.6%減>（令和4年度実績）	緑と環境課
稲城市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量<基準年度からの削減割合>	5,047t-CO_2<46%減>（令和12年度）	7,686t-CO_2<17.8%減>	緑と環境課
公用車の次世代自動車化	39 台（令和14年度）	17 台	財産管理課
施策６ 地域内における創エネルギーの推進			
公共施設における太陽光発電の導入量	1,414kW（令和12年度）	158.04kW	緑と環境課
カーボンニュートラル住宅設備等補助件数（累計）	2,700 件（令和14年度）	1,769 件	緑と環境課
施策７ 気候変動の影響への適応			
熱中症で搬送された患者数	25 人/年（令和14年度）	61 人/年	消防・警防課
いなぎ防災マップの配布	新たに市内に転入した方を対象に配布	市内に新たに転入した方に4,870 冊を配布した。	消防・防災課
施策の柱３ 循環型社会の構築			
施策８ ごみの発生抑制、資源化・再利用の促進			
市民一人が１日に出す可燃・不燃ごみの量	350g 以下（令和15年度）	370g	生活環境課
資源化率	37%以上（令和15年度）	34.00%	生活環境課
施策９ 食品ロスの削減			
フードドライブ、フードバンクの取扱量	65件より向上（令和14年度）（参考）令和3年度：65件 107.5kg	50 件（125.9kg）	生活環境課

指標項目	目標値(目標年度)	令和 6 年度結果	担当課
施策の柱 4 安全・安心で快適なくらしの確保			
施策 10 大気・水質の保全			
大気環境調査における環境基準の達成率(NO_2、CO、SPM)	100%(令和14年度)	100%を維持	生活環境課
河川水質調査における環境基準の達成率(BOD)	100%(令和14年度)	100%を維持	生活環境課
下水道普及率(汚水)	100%(概成達成) (令和 13 年度値)	99.3%	下水道課
施策 11 騒音・振動の防止			
騒音の要請限度の達成率	100%(令和14年度)	100%を維持	生活環境課
振動の要請限度の達成率	100%(令和14年度)	100%を維持	生活環境課
施策 12 その他の公害等への対応			
大気中のダイオキシン類濃度における環境基準の達成率	100%(令和14年度)	100%を維持	生活環境課
施策の柱 5 環境教育・環境保全活動の推進			
施策 13 環境教育・環境学習の推進			
ユネスコスクールの加盟学校の割合	100%(令和14年度)	89%	指導課
環境学習ツールの提供	令和3年度(5件)より向上 (令和 14 年度)	2 件	緑と環境課
環境学習講座の満足度(再掲)	100%(令和14年度)	93%(再掲)	緑と環境課
施策 14 環境保全活動の拡大に向けた取り組み			
環境保全団体数	令和3年度(89 団体)より向上 (令和14年度)	87 団体	緑と環境課 管理課 市民協働課
環境美化活動の参加人数	令和3年度(1,540 人)より向上 (令和14年度)	5,777 人	生活環境課

本計画に掲げる施策を着実に推進することはもとより、取り組みのあり方や計画の内容について継続的な改善を図ることが必要です。第三次稲城市環境基本計画においては、環境基本計画に掲げた指標項目や施策の推進状況について、環境マネジメントシステムの考え方(①環境基本計画に基づいて、②施策を実施し、③進捗状況の点検と結果の公表を行い、④点検結果を踏まえて取り組みのあり方や計画を見直し、継続的改善を図る)に基づき、「稲城市環境施策推進本部」による内部的な管理を行います。また、その結果について「稲城市環境審議会」に報告し、客観的な立場において審議され、必要に応じ提言を受けるものとします。

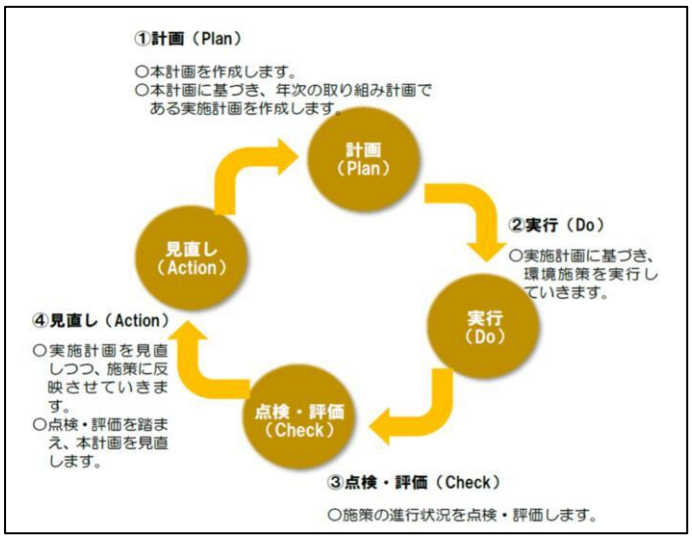

図-進行管理の仕組み(PDCAサイクル)

稲城市環境白書

「稲城市の環境」

2026年（令和8年）5月発行

編集・発行

稲城市都市環境整備部緑と環境課

住所：東京都稲城市東長沼2111番地

電話：042-378-2111（代表）